	・健康福祉センター保健師より通院日決定の連絡あり	
	通院は、健康福祉センター保健師が行なうとのこと	
	障害児相談支援センターは、療育手帳、年金申請の	
	支援をお願いしますとのこと	健康福祉センター保健師
00月00日	・本人宅訪問 状況確認、通院状況確認	障害児者相談支援センター
(0)	本人より、薬が処方されたが、服薬したらおかしく	
	なったので、健康福祉センター保健師に電話をしたき	
	ちんと服薬するよう言われたが、飲むのを辞め、捨て	
	たとのこと	
00月00日	・通院日時に合わせ、病院へ	障害児者相談支援センター
(0)	雨が降る心配があるため?本人が予定時間より早	相談支援専門員
	く病院に行き、診察は終わった後だった	
	その後、本人から、両親のこと、育った環境、愛情	
	を受けてこなかったという話を聴く	
	薬の処方箋を預かり、コピーする	
	<ul> <li>・〇〇市福祉課保護係から、障害児者相談支援センター</li> </ul>	│ ○○市福祉課生活保護係
	に住所移転手続きが済んだとの連絡がある	ケースワーカー
00月00日	・障害児者相談支援センター来所	障害児者相談支援センター
(0)	携帯電話を持ったとのこと(受けるだけなので、電	相談支援専門員
	話を掛けて欲しいとのこと)	
	日中は、草むしりや洗濯をし、夕方出かける生活	
	をしている	
00月00日	・本人へ電話で状況確認する	障害児者相談支援センター
(0)	〇〇日が通院予定日だったが、雨の予報なので、	相談支援専門員
	〇日に通院したとのこと。次回は〇〇日の予定	
00月00日	・相談支援アドバイザーより支援会議日程調整の連絡あ	
(0)		
	・〇市福祉課生活保護係より障害児者相談支援センター	└────────────────────────────────────
	に連絡あり	
(0)		
	昨日、午後〇時〇〇分ごろ、警察から〇市福祉課生	
	活保護係に連絡あり	
	【内容】	
	コンビニで購入(昨日)したおでんの汁が少ないこ	
	とに腹を立て、コンビニに文句を言いに行き、24条	
	通報になったとのこと	
	○ ○ ○ ○ の病院に移送されたが、措置入院にならず警察に戻	
	っているとのこと	
	→○市福祉課生活保護係が迎えに行った	
00月00日	・健康福祉センター保健師が家庭訪問する	  健康福祉センター保健師
(0)	ので回己以外で言語す。ハイトリヨヨダリ	
	・本人より障害児者相談支援センターに電話あり	
(0)	次回通院日は〇月〇〇日(〇)の予定	健康福祉センター保健師
	健康福祉センター保健師が病院PSWに訪問看	病院PSW
	護について話をしてくれるとのこと	
	支援会議開催	
	 <内容>	<出席者>
L	1	1

		1
	関係者間で情報の共有をし、支援の方向性を検討する 【プランニング】 ・手帳類の取得を行なう。	精神科病院 医療SW 〇市福祉課(障害福祉係) 〇市福祉課(生活保護係)
	→精神保健手帳については、通院している精 神科病院で、以前受診した病院に確認中。 療育手帳については、生育歴の情報を持つ	保健師〇名
	人や、物があることが必要。	相談支援専門員〇名 障害者相談支援アドバイザー
	日中活動の場の確保のため	
	・刑務所内での様子を確認したい。その情報を元に治	
	療方針を考えたい。	
	→外部に情報は出てこない。	
	・生活状況の確認	
	→お金の使い方はじめ、IADLの確認。本人な りの優先順位がある。	
	・本人は話を聞いてもらいたいと考えている。本人へ	
	の訪問や来所について、関係機関で効果的に行なう	
	ための調整が必要。	
	【役割分担】	
	・健康福祉センター 保健師	
	定期的に相談面接	
	精神保健センターのコンサルテーション	
	・精神科病院 医師	
	適切な治療(就労等の見立ても)	
	精神保健福祉手帳の診断書	
	・ 精神科病院 PSW	
	医療情報を以前受診したY県の病院から得る	
	・〇市福祉課 生活保護係 生保支給と生活指導	
	・〇市福祉課 障害福祉係	
	福祉サービス利用時の支給決定	
	・障害児者相談支援センター 相談支援専門員	
	療育手帳を取得するための援助(情報収集・同行)	
	日中活動の場所(作業所)の見学同行	
	通院同行	
	定期的に相談面接	
00月00日	・健康福祉センター保健師より障害児者相談支援センタ	健康福祉センター保健師
(0)	ーに連絡あり	〇市福祉課保護係
	【内容】	
	昨日、本屋で暴れて、午後7時過ぎに24条通報と	
	なり、〇病院に移送されたが措置不要で警察に戻さ	
	れた	
	警察から、生活保護係にも引き取り要請があり、健	
	康保健センターと対応策を協議している	
	(入院や司法での対応を模索中とのこと)	
	│ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	に行った	
L		

	【対応】	
	健康福祉センター保健師と障害児者相談支援センタ	
	ーとで服薬援助を確実に行なう	
	(今まできちんと服薬がされていないので、薬の効果	
	が分からないので)	
	今後、同じことを繰り返す可能性あり	
	→司法での対応か	
	服薬援助開始	健康福祉センター保健師
(0) ~		障害児者相談支援センター
〇〇月〇〇日	・本人、障害児者相談支援センター来所	障害児者相談支援センター
(O)	地域活動支援センターに通所している女性と知り	相談支援専門員
	合った。ファミリーレストランで食事をした。	
	自分も仕事がしたいが、あきっぽい性格だから、本	
	当に働けるか不安だ。今までいろいろあったから、	
	そのことを分かってくれるところでないと。	
	知的障害者更生施設「かりいほ」見学	障害者相談支援アドバイザー
(0)	本人の支援についてアドバイスを受ける	障害児者相談支援センター
〇〇月〇〇日	・障害児者相談支援センター内で打合せ	障害者相談支援アドバイザー
(0)	支援の重点が医療なのか福祉なのか	障害児者相談支援センター
	→福祉の方で関わりをたくさんつくっていく	
	*話を聞いてくれるという関わりが大切	
	*保護司の方に関わってもらう	
	* 歓迎会を行なう	
	*生活実態の把握…日帰り温泉旅行	
	*年末年始の服薬支援のやり方の検討	
	*日記をつける	
	*ヘルパー導入	
	  コンサルテーション開催 (健康福祉センター主催)	   <出席者>
		精神科病院 医師
	関係機関から現状報告	精神保健福祉センター教育援
	・精神科病院 医療SWから	助課 臨床心理士
	…以前受診していた病院に問い合わせた結果、通	精神科病院 医療SW
	院歴あり。統合失調症との診断名。	警察署生活安全課
	・警察署から…夕方、歩きながら誰にというわけでな	福祉課(生活保護係)
	く怒鳴っている。	福祉課(障害福祉課)
	・保護係から…「就活状況報告書」を出してもらった	障害児者相談支援センター
	が、本人の作り話とすぐに分かる内容だった。	相談支援専門員の名
	* 医師、臨床心理士の意見	アドバイザー
	統合失調症の人は、幻聴・幻覚はあるが、感情障害	健康福祉センター
	はない。→この人は、薬物の問題、家庭環境の問題、	精神保健福祉担当 〇名
	発達的な問題が考えられる	
	・人間関係がつくれない。	
	・治療が必要だが、治療することが難しい。	
	→強制服薬のシステムをつくらないとうまく	
	いかない。関係機関で確実な服薬支援をしてい	
L		

[		
	<.	
	・生活サポート	
	→被害妄想(覚醒剤による)のため、突発的な	
	行動がこわい。	
	→逸脱した行動に介入していく。	
	・性的な問題	
	→同年代の女性は相手にしてもらえないため	
	に、小さな女の子に興味を持つ。	
	・きちんと治療するために入院が必要か。	
	・思考障害→覚醒剤後遺症による。	
	・多重障害→虐待を受けた人に多い。	
	中盤から、	
	几帳面な「就活状況報告書」や、本人の行動の特徴	
	などが参加者から報告され、会議の後半に、見立て	
	が変わった。	
	・アスペルガー障害が考えられる。	
	→こだわり、自分が思ったとおりにならないと	
	動けない。	
	→ストーカー的なところがある。	
	→計画を作ってそれに沿って動く。…行動制限	
	→チァンネルが変わると、その方向へ突き進んで	
	しまう。いかにいい方向にチャンネルを修正し	
	ていくか。現実的な作業をやってもらう。	
	◎日中の個人用プログラムを作成する。	
	意識が現実を見ていると、生活が安定する	
	◎医療的なところ・・・確実な服薬	
	◎衝動的なところ…24条通報で入院か	
	◎異性について	
	···男性スタッフが、率直に話せる関係を作	
	り、女性への興味関心等について確認する。	
〇〇月〇〇日	・本人、障害児者相談支援センターに来所	
(0)	昨日、刑事(〇人)が自宅に来た。	
	(自転車に乗って)大きな声を出しているのは、小	
	中学生に向かって言っているのではないと話した。	
	コンビニの店員に向かって言っている。	
	刑事から、どうしたら気持ちが収まるか、と聞かれ	
	①コンビニの若い店員に謝ってもらいたい	
	②警察からタバコ1箱ほしい	
	③おでんの汁を半分もらいたい	
	と話し、ゆで卵1個、タバコ1箱買ってきてもらっ	
	て、納得したとのこと。	
	今後、 <u>悪いことをしたら</u> 自分から出頭すること、病院	
	に入院することを約束したとのこと。	
〇〇月〇〇日	・障害児者相談支援センターから警察に昨日の本人の話	
(0)	の確認をする。	
	学校から大きな声を出していたとのことで、〇〇日	
	クロンサルテーションと同時刻に、刑事課が対応した	
	いコノリルノーンヨノC回时刻に、刑事味ルXJ心しに	

	とのこと。	
〇〇月〇〇日	・〇市福祉課生活保護係より連絡あり。	
(())	昼前にスーパーでカップラーメンを万引きをし、	
	店員に見つかるとカッターナイフで脅した後、お客	
	さんを殴り、警察に捕まる。明日、警察で措置入院	
	になるかどうか診察を受ける予定。	
〇〇月〇〇日	・障害児者支援センターから健康福祉センターに連絡	
(())	し、警察に同行できるようお願いする。	
	・生活保護係と障害児者支援センター相談支援専門	
員も警察に行き、診察に立ち会う。		
	・措置入院になる。→関係機関も病院に同行する。	
	・今後の支援について、入院先の病院ケースワーカーと	
	連携していくことになる。	

④ モニタリング表

(個別支援計画表)

氏名	記録日	平成21年〇〇月〇〇日
総合的支援目標	総合的達成	犬況
実家で落ち着いて生活する	実家で落ち着いて生活できるように支援するため に、関係機関の連携や支援方法を模索しているう ちに、暴言・暴力行為を3度、万引き行為を1度行	
	い、〇〇月〇	)〇日に措置入院になってしまった

領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
法令遵守	1. 再犯防止の意 識を高める	・各担当者がそれぞれ遵守 事項についての話はした が、関係機関で連携して 共通の遵守事項を設定す ることができなかった	
生活基盤の確保	<ol> <li>2. 安心できる生 活の場の確保</li> </ol>		どこがふさわしいのかの検 討が必要 <否> <否>
生活技能	<ol> <li>計画性のある 支出</li> <li>趣味・特技の 開発</li> </ol>	<ul> <li>・誰がどんなふうに関わる かが明確になっていなか ったため、実践できなか った</li> </ul>	<要> 担当者を決め、本人といっし ょに実践する
コミュニケ ーション	5. 信頼できる人 間関係	<ul> <li>・関係機関が関わってはいたが、キーパーソンを設定するまでに時間を要し、信頼関係を築くまでに至らなかった</li> </ul>	キーパーソンを設定し信頼

就労	6.	就労による生 きがいづくり	・精神的な安定が得られず 職業判定をする段階に至 らなかった	<要> 精神的安定が図れたら、職業 判定を受ける
健康	7.	健康づくり	・精神科受診はできたが、 精神的な安定を得るま でには至らなかった	<要> 精神科受診を定期的に行い、 今後の支援の方向性を考え ていく
			<ul> <li>・コンサルテーションを開 催し、病名(精神科)と</li> <li>発達障害の見立てがされた</li> </ul>	精神科・心理科による治療教 育を受ける

②事例2(Bさん)

- [概 要]
  - 男性昭和46年生れ(37歳)

本籍・居住地・住所、逮捕場所とも〇県〇〇市

療育手帳 昭和 62 年発行(B)

〇〇県〇〇市で小中学校(特殊学級)卒業

卒業後、父親の小売業の手伝い。

17歳時に、窃盗で医療少年院に入所。同所退所後も、傷害・窃盗で医療少年院、 保護観察、刑務所入所退所を繰り返す。今回、家出後に路上生活、常習累犯窃盗 で懲役3年。

[支援経過]

実家の父親・兄とも疾病・障害により支援が必要な状態であるため、本人が自 宅に戻っても、これまでと同様に再犯に至る可能性が高いため、一般的な環境調 整の中で、モデル事業として保護観察所を通して福祉施設の利用調整を行い、現 在、地域生活移行に向けて継続的に関わっている。

- 平成 21 年〇月 刑務所内にて、本人面接。福祉施設利用の意思確認。(施設長・ アドバイザー)
  - 〇月 支援会議(〇市福祉事務所・保護観察所・施設長・アドバイザー)
  - 〇月 障害程度区分認定調査(〇市から刑務所所在地〇市に委託)
     医師意見書の作成(〇市から刑務所医師に依頼)
     施設利用決定
  - ○○月 満期退所と同時に知的障害者更生施設(入所)利用開始
  - 〇〇月 支援会議 〇市福祉事務所会議室(本人・施設長・施設支援員・ 〇市ケースワーカー・アドバイザー)

平成〇〇年〇月 支援会議 〇市福祉事務所会議室(本人・施設長・施設支援員・ 〇市ケースワーカー・相談支援専門員・アドバイザー)

#### [支援方針]

施設利用開始 1 か月後から、地域移行に向けて、〇市の関係者と本人を交えての支援会議を開催してきた。(同様に、〇月・〇月開催。)施設利用から3か月経過し、施設から車で約 1 時間半かけて来る、毎月の支援会議への参加は喜んでいるものの、本人は「(〇市は)小さい町で自分は目立ってしまうから、帰りたくない。恐い人もいる。施設に居させてほしい。」と施設長に頼み込んだ。

今後も、毎月の地元支援者との支援会議は継続していくが、「地域移行のため」 と焦らず、本人が「大丈夫」と安心できるまで、〇市での知り合い・支援者を増や していくことを目的に開催することとする。

③他の事例(別表)

## (別 表) 他の支援事例等

NO	対象者・年齢	住所(出身) 地・帰住地	罪名・刑務 所・刑期等	相談日・相 談者・機関	支援
1	C 1 Q (相当值): 40代 入所度数:3	〇県〇町 (実家)	強制わいせつ 罪 〇刑務所 懲役10か月	<sup>平成21年〇月</sup> 圏域保健所	相談支 ター・ 駐在所
2	D 入所度数:1	〇県〇市 (義母宅)	窃盗罪 〇刑務所 →〇刑務所 懲役1年2カ月	<sup>平成20年0月</sup> 作業所	相夕就セ司・ 支・タ 作業
3	E 入所度数:O	○県○町 (自宅№°-ト)	器物損壊 執行猶予3年 懲役8ヶ月	<sup>平成21年〇月</sup> 身元引受人	相談支 就業生 9-

者・機関	支援状況等
援セン 保健所・	○○刑務所からの26条通報を受けた保健所の精神保健担当保 健師から支援の依頼受け自宅訪問。 継続的に訪問し、生活ニー ズを確認しながら、療育手帳の取得を勧めている。 *地域定着につては、就労支援や福祉サービスに繋げることに より、居場所づくりや日常的な見守り・相談の場の確保を計画 している。 法令遵守については、駐在所に定期的な訪問指導 を依頼するとともに、犯罪に至った動機や衝動性についてのア セスメントを相談支援センターで丁寧に進めていくことを予定 している。
援セン 生活支援 ー・保護 所	窃盗による執行猶予期間中(4年間)から、作業所での就労訓 練や保護司・相談支援専門員による定期面接など福祉の支援を 受けていたが、再犯罪(窃盗)により、〇〇刑務所に服役。そ の後、〇〇刑務所に移送となり、現在も服役中。警察署拘留中 に相談支援専門員が面会し、出所後の地域生活を円滑にしてい くために手紙のやり取りを約束し、現在も手紙をやり取りして いる。
援センター・ 活支援セン	療育手帳は所持(B)。H16窃盗(車上荒らし)で執行猶予歴 あり。約2年半前に失効。今回の裁判を機に生活の立直しが必 要、と身元引受人から協力依頼され、面接等を行なう。就業・ 生活センターを通して職業評価を行なう。「作業所からのスタートが適 当」となったが、本人は就労を強く希望。また、再度のトラブル を防ぐ為に、その原因となる人物から離れるために、生活拠点 を変えての、再スタートを提案するも希望せず。干渉されることを 嫌い、現在は身元引受人との連絡のみとなっている。

(2)支援の評価

①支援事例を振り返って

Aさんについては、事前の情報が全くなく、県外の刑務所を退所後、誰も居なくなった 実家に戻ったところ、近所の方がB市の福祉課に通報しました。しかし、住民票は他県に あり、実家を離れて転々としてきたため、生活保護の支給決定は遅れました。また、近所 の方から「小・中学校当時に勉強ができなかった。養護学校への進学を勧められていたよ うだ。」との証言がありましたが、特に障害認定されていなかったため、障害福祉のサービ スにもすぐにつながりませんでした。

また、本人がどういう方なのか?という見立ても、関係者がバラバラで「金銭管理能力 有り」だと社会福祉協議会の日常生活自立支援事業利用が断られ、知的障害・統合失調症・ 覚せい剤後遺症・発達障害、また、生育・生活暦から DV 被害の影響も考えられました。

支援方針も「問題行動を防いで再犯を防止する」ことから、本人を理解するために「医療との連携」「本人が良い体験を積み重ねて、結果として再犯防止」への転換が図られようとした時の再犯でした。

Bさんについては、刑務所入所中から支援体制を整えることが出来ました。実際は、少 年院と刑務所に入所していた期間の方が長かったのですが、退所のたびに実家に戻ってき て、生まれ育った町にずっと住民票が有り、また療育手帳も取得していたため、援護の実 施市町もすぐに決まったものと思います。

②各相談支援専門員より

#### 『Aさん支援の感想』

今年度、地域生活定着支援として関わらせていただいたケースについて私なりの感想を まとめてみました。

私とAさんとの出会いは、相談支援専門員として仕事を始めて、約2ヶ月が過ぎた頃の ことでした。相談業務の右も左も分からないままAさんの担当になり、戸惑いと不安でい っぱいでした。

とはいえ、まず本人のことを知ろうという思いと一人での支援は困難すぎるという理由 で、福祉課、健康福祉センターと連絡をとりました。本人の状況が分かるにつれ、本人を 受容し、地域で落ち着いて生活できるよう支援していこうと考えました。しかし、何か支 援の歯車が噛み合わないもどかしさを感じていました。それというのは、本人の住所が居 住地にないという理由で、緊急介入の必要時に福祉行政が消極的であったり、関係機関で 連携しようとしても中心になって動く機関が明確になっていない等が考えられました。そ して、私自身も相談支援専門員としての未熟さもあり、本人にとってキーパーソンが必要 なことは分かっていても、なかなかその存在になれなかったということがありました。そ のうちに、本人は、地域で落ち着いて生活できないまま、窃盗・暴行を行ない、措置入院 になってしまいました。医療で対応するか、司法で対応するかの究極の判断でした。当初 うまく噛み合わなかった歯車も、時間とともに、少しずつ連携が取れてきて、さあこれか ら支援して行こうという矢先の事件でした。このようなことを繰り返さないためにも、服 役中に出所後のことを見据えて、医療・福祉サービスの準備をし、出所後の支援体制・制 度の整備の必要性を感じました。

(芳賀地区障害児者相談支援センター相談支援専門員 篠 崎)

『障害を持つ出所者の地域定着支援に携わって』

私は障害者の相談支援専門員として、地域で多くのケースを見てきた。実際の支援において、刑務所からの出所ケースに携わったのは2.3ケース程度であるが、犯罪を犯して も24条通報等により精神科医療に繋がるケース、または犯罪を犯す1歩手前で生活して いるケースなど紙一重のケースが非常に多いと感じている。

それらのケースからは、「衝動性」「短絡性」が見受けられ、何となく悪いことだと思う が、「お腹がすいた」「きれいな女性と仲良くなりたい」といった本能に赴くがまま行動し てしまっている姿が見られる。そしてそれらのケースを掘り下げると、アルコール問題や DVの問題、過度の干渉・放任など家庭環境の機能不全が浮き彫りになることが多い。結 果として、歪んだ認知(パーソナリティー)による触法行為に至っているような気がして ならない。

今後の支援の課題としては、司法・刑法・福祉における連携の強化であると思う。触法 ケースへの多面的アセスメントと個別支援プログラムが個々の機関でされるのでは無く、 触法→服役→地域においてトータル的に実践される取組みが必要である。そのためにも、 地域生活定着支援センターや保護観察所の機能の充実が図られ、徹底した情報の保護の元 に必要な情報の共有が図られていくことを期待したい。

(芳賀地区障害児者相談支援センター相談支援専門員渡邊)

### 『支援の感想等』

最近になって、触法の障害者と接することが何故か多くなってきて、福祉とは違う世界 に少々戸惑いつつも、関わらざるを得ない状況になってきている。

触法してしまったのであれば、それ相応の刑罰があっても仕方ないし、受けるべきだと 思う。そうでなければ、被害者の感情も収まらないのではないかとも感じるからだ。本人 も被害者も地域社会で生活していく為には、やはり必要なことと思う。

ただ、そこで通常の犯罪者と同等の対応では、本人達には全く理解も出来ないし身にも つかない。「刑期」という限られた時間の中で、個別対応していくのは至難の業であること は、刑務所等の見学を通してわかってきた。だが、詰め込めばいいということでは、障害 者の再犯は防げないと思う。『何故、日課や作業工程の理解ができないのか?』『他の受刑 者と同じ行動が出来ないのか?』『自分の犯したことを振り返れないのか?』…まずは、そ こにひっかかってほしい。 もし障害者であることや可能性があるとわかったなら、法制 の中で可能な限り、社会や地域との繋がりを回復・模索して欲しい。もし、現段階で「そんな方法はない」というのであれば、再犯を防ぐ為にできることを再度検証して欲しい。 できるなら保護司の下、仮出所などを数回繰り返すことで生活拠点の確保や福祉サービス 利用の準備を進められると、地域も本人も困らないでベストでなくてもベターな状況にな れるのではないか、と思う。

(芳賀地区障害児者相談支援センター相談支援専門員 疋 田)

4 支援スタッフの研修(平成21年度)

(1) 見学会

#### 平成 21 年

- 6月12日 喜連川社会復帰促進センター 見学・意見交換
- 9月18日 黒羽刑務所 見学
- 12月14日 知的障害者更生施設かりいほ 見学・コンサルテーション
- 平成 22 年
  - 3月10日 更生保護法人同歩会 視察
- (2)研修会開催
- 平成 21 年
- 11月19日 事例検討会
- 11月20日 圏域相談支援専門員等連絡会にて事例検討
- 平成 22 年

3月19日 支援スタッフ養成研修(開催要項別紙)

(3) 他団体主催研修会の参加

平成21年

- 11月27日 南高愛隣会主催研修(静岡会場)
- 平成 22 年

2月5~7日 アメニティー・ネットワーク・フォーラムinしが
 2月25~26日 のぞみの園福祉セミナー2010

5 おわりに

Aさんについては「失敗事例」なのか、それとも支援のプロセスの一部なのか、様々な 捉え方があると思います。地域に戻ってきた A さんを支援しようと、バタバタしている地 域関係者の様子を、あえてそのまま報告してみました。 最近になって地元の警察署から B さんが満期退所した刑務所に「B さんがいくら持って 出たか?」という問い合わせがありました。前日に、OO市内で強盗事件が発生していた ので、もしかしたらその犯人と疑われたのかもしれないと思いました。B さんが入所施設 利用中でなかったら、すぐに取り調べを受けていたかもしれません。B さんの「自分は目 立つから帰りたくない。施設にいたい。」という言葉を思い出しました。満期で退所してき た後も、不審者として見られているのです。

県東圏域に住んでいた方で、窃盗で執行猶予中の方が、ようやく支援につながった頃に 再犯に至り、逮捕時からも関わり続けて、約1年後に満期を向かえる予定の方がいます。 Aさん、Bさんの支援から学び、また、1月に開設した栃木県の「地域生活定着支援センタ ー」と連携して、この方の地域生活をご本人と一緒に作っていくことになると思います。

最後に、今回「県東圏域の取組み」をご報告するにあたって、芳賀地区障害児者相談支援センターの特に(社福)飛山の里福祉会以外の他の2法人に所属する相談支援専門員の 方々にも、大変ご協力をいただきました。ありがとうございました。 (別 紙)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行の ための支援スタッフ養成研修」 開催要項

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域移行を推進し、より安定した地域生活を送るために、支援体制の整備が必要である。その体制と支援の在り方を学び、より適切な生活支援・見守り支援が行えるよう、支援に関わるスタッフの 研修を行う。

- 1 日 時 平成22年3月19日(金)13:00~16:30(12:30から受付)
- 2 会 場 宇都宮ポートホテル (JR宇都宮駅東口 徒歩3分)

〒321-0953 宇都宮市東宿郷 2-4-1 ℡028-632-7777

- 3 主 催 社会福祉法人 飛山の里福祉会
- 4 受講者 日常的に支援する福祉・保健・医療・教育等の事業所に勤務する職員・更 生保護事業に関わる人・行政職員等
- 5 定 員 50名
- 6 受講料 無 料
- 7 申込み 別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、3月12日(金)までに FAX で 申込み。定員を超えた場合は、先着順。
  - \*申込み先:社会福祉法人飛山の里福祉会 FAXO28-667-3113
- \*問合せ先:
   同
   上
   電話028-667-0041
   岡

   8 内容
  - 開 会・あいさつ
  - 講 演「高齢又は障害を抱える刑務所出所者等の社会復帰支援」
    - ~ 保護観察所の取組み ~
      - 宇都宮保護観察所 統括保護観察官 田島 佳代子 氏
  - 講 演「地域生活の定着に向けた支援の取組み 1」
    - ~ 司法と福祉のかけ橋と受け皿づくりの課題 ~
    - 滋賀県地域生活定着支援センター 所長 中川 英男 氏
  - 講 演「地域生活の定着に向けた支援の取組み 2」

~ 施設を持たない更生保護法人の実践 ~

- 更生保護法人同歩会 代表理事 水田 恵 氏
- 対談「この人たちに必要な支援とは・・・」
  - 更生保護法人同歩会 代表理事 水田 恵 氏
  - 知的障害者更生施設かりいほ 施設長 石川 恒 氏
- 閉会

## 2. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団

## 事業計画

- 1. 矯正施設を退所後に施設から地域社会への定着支援を行う。
  - (1)施設から更生保護施設へ、そして地域生活への定着支援を行う。
  - (2)犯罪経歴の情報の共有

## 事業報告

I. 矯正施設を退所し福祉を必要とする知的障害者の矯正施設から地域生活への定着支援

1. 施設から更生保護施設へ、そして地域生活への定着支援実施について

(1)本人概要

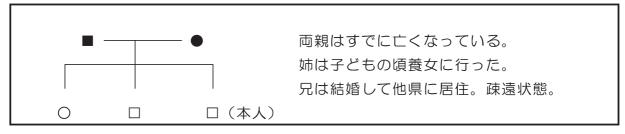
Aさん:61歳 男性 |Q50代(WA|S−I) 療育手帳B(当初不所持) 平成21年0月00日、B県C刑務所を満期退所となり、D県に帰住希望にて受け入 れとなりました。

D県に受け入れ希望されたのは、今回の事件が出身県での更生保護施設利用中のこと であったため、出身地受け入れが困難であり、他に帰住予定地もなく、所持金や頼れる 人もないことから、近県での受け入れをお願いしたいとのことでした。

〈生活歴〉

年月日	概要		
S. 23年	E県F市にて出生。兄弟は9人の内3人のみ生存。本人は末子。		
S. 27年	一家で同県G市に転居する。		
S. 39年0月	G市小学校を経て、同市中学校を卒業する。		
S. 39年0月	県工場に勤めながら定時制高校へ進学するがついて行けず1年で		
~S41年まで	退学する。		
S41年~45年	兄のつてで陸上自衛隊へ入隊。4年間勤める。		
S45年~48年	出版社での配達補助や織物会社での荷物運びなどの仕事をする。		
S48年頃	この頃に相次いで両親が亡くなる。兄弟とも疎遠になる。		
S48年以降	以後、建築会社に数ヶ月勤務したこともあったが、段々と日雇い		
	仕事や飯場での土木仕事中心になる。仕事が切れて野宿したこと		
	もあった。		
S64年	窃盗事件を起こす。初犯であり失効猶予となる。		
H17年	土木建築作業員として働いていたが、現場へ行くのに遠くて、面		
	倒くさくなり、自転車窃盗をしてしまう。逮捕され再び執行猶予		
	が付く。釈放後更生保護施設に入るが執行猶予中に再び自転車窃		
	盗をやり、逮捕実刑となる。		
H21年O月	B県C刑務所満期退所		

〈家族構成等〉



(2)支援方針

60歳を超えるが就労意欲はあり、「何でもできる仕事があればしたい。」との希望 でしたが、刑務所内での作業評価はかなり低く、また服薬の飲み忘れなど短期記憶から くる生活面の不安もありましたので、当面は本人の生活能力や就労能力を見るためにも 障害福祉サービスを利用することとしました。生活の場としては障害程度区分の結果を みて、グループホームかケアホームを想定しました。また日中活動の場としては就労継 続B型の利用を検討することとしました。

ただ、障害福祉サービスを利用するには住居地の確定が必要であり、障害者自立支援 給付の申請を上げる行政と、実際に利用する予定の福祉事業所所在地の関係から、先ず はD県内に住所地設定を確定すべく、D県内の更生保護施設が緊急保護実施施設となっ たことからそこを利用し、次に障害者福祉利用へ向かうこととしました。

生活費は当面は生活保護受給にて対応し、その後年金や就労収入の状況をみて考える こととなりました。

(3)支援の経過

①. 矯正施設から更生保護施設へ(平成21年〇月~〇月〇〇日まで)

矯正施設におけるCAPASの状況や、面接をしての判断から福祉への繋ぎとしての 療育手帳の取得を目指し、障害者更生相談所へ相談の上、施設内にて訪問判定を受けま した。住所は更生保護施設を予定していましたので、退所時に合わせ、G市(住民登録 地)から転出届を取り寄せておきました。定額給付金申請もその前に行いました。

そして、更生保護施設や更生保護観察所、刑務所とで第1回合同支援会議(〇月〇〇 日)を持ち、移行計画を作成しました。

また、更生保護施設利用後の受け入れ事業所の確保も同時に行いました。

②. 更生保護施設での生活(平成21年〇月〇〇日~〇月〇〇日まで)

「出迎えてくれる人ができて良かったね。」と言われながら矯正施設まで出迎えを し、B県からD県まで移送しました。用意しておいた服へ着替え、更生保護観察所で手 続きをし更生保護施設へ入所しました。施設のルール等について説明を受けた後、更生 保護施設所在地であるD県F市役所へ行き、転入届、療育手帳、障害者自立支援法介護 給付などの申請をしました。生活保護は2回分ほどの受診費用があったので、それが無 くなれば申請書を上げるよう言われました。とりあえずは国民健康保険の加入をしまし た。その保険証を持って、予め依頼をしておいた診療所に受診し、障害程度区分認定に 係る医師意見書や障害年金診断書の記入を依頼しました。

その後、生活保護医療請求申請をし、国民健康保険は返しました。保険料は免除されました。

更生保護施設は2度目でしたが、薬の自己管理が難しく、職員管理をお願いしていた

のですが、本人任せになり、二重に服薬してしまうことがありました。また他の入所者 に遠慮して、お風呂も最後にしか入らなかったり、娯楽室へも入っていけなかったりで した。また日中が暇で、他の人のように就職活動することもないため、暇をもてあます こともあり、早く次へ移りたいとの訴えがありました。

それでもこの間に、年金の調査が進み、障害基礎年金申請や障害程度区分認定調査が 終わり、次に利用する予定の事業所(複数)への見学を済ませました。そして障害程度 区分が決まり、移行先が決定した段階で第2回合同支援会議(〇月〇〇日)を開催しま した。この時のメンバーは受入れ事業所中心に地域支援機関に集まってもらいました。

③. 更生保護施設からケアホームへ(平成21年〇月〇〇日)

F市役所にて住民登録をケアホーム所在地へ変え、生活保護の変更届や、生活扶助費 住宅扶助費の振り込みのため銀行預金通帳の作成を行いました。障害福祉課での手続き も同様です。

ケアホームへ入居し、同居者やホームキーパー、生活支援員との挨拶など行いました。 集団生活上の約束や近所との付き合いなどについて説明を受けました。

④. ケアホームでの生活、及び就労活動支援事業所の通所(平成21年〇月〇〇日から〇月〇〇日まで)

ケアホームでは初め一週間くらいはにこにこと人の良いおじさんといった風でした。 しかし段々と言葉遣いが荒くなり、同居者に対し手を挙げかけるということがおきまし た。同居者が気軽に声をかけてくることに対し、威嚇するという状態でした。一方、ホ ームキーパー達にはひどく低姿勢のままでした。

しかしそれも日にちが経つ内に、ここでは突っ張らなくていいということが解ってき てか、段々とまた元のような優しい感じに戻ってきました。

ケアホーム入居後、早めに本人用自転車を購入し防犯登録も本人にしてもらいました。日々の生活の振り返りに、刑務所時代より続けている日記付けも継続し、個人面談 を定期的に入れてもらいました。

一方、就労継続事業所は2回ほど自転車通所の練習をし、間違えながらも一人で通え るようになりました。作業は口では「簡単ですよ。頑張りますよ。」と言うもののあま りできず、当面は実習で様子をみますと言われました。一見、能力の低そうな若い人た ちが自分より作業ができるので焦ったりで、なかなかうち解けられない状態が続きまし た。常に相手が自分より上か下かを気にするような感じでした。作業所の空気が悪くな り、本人の利用が危ぶまれる事態になりつつありました。しかし一ヶ月も過ぎた頃か ら、若い女性達がメンバーと本人との間に入って和ませてくれるようになり、やがて利 用の正式決定がなされました。

ケアホームでは地域の行事(川掃除や夏祭りなど)にも参加し本人もカラオケを楽し んだりして馴染んできました。 ⑤. 第3回合同支援会議(平成21年〇月〇〇日)

何とか地域生活に定着し始めたところで合同支援会議を開催し、今後のコーディネートは定着支援センターから地域生活支援センターへ移すことを確認しました。

〈合同支援会議参加者〉
更生保護観察所 統括保護観察官、更生保護施設担当保護観察官
矯正施設(刑務所) 分類統括、社会福祉士
更生保護施設 所長、社会福祉士
F市役所 障害福祉担当官
障害者地域生活相談支援事業所 相談員
受け入れ先ケアホーム 生活支援員、主任ホームキーパー
受け入れ就労継続支援事業所 所長
受け入れ先社会福祉法人相談事業所 所長、相談支援員
地域生活定着支援センター 所長、相談支援員

(4) 地域生活の状況と支援内容

①. 日常生活

食事は何でもおいしいと喜ばれていましたが、噛まないで飲み込むため食事量が 他の人よりかなり多めになりました。入歯も治したのですが、食べ方は変わりませ んでした。

入浴はカラスの行水で洗身も不十分でした。声掛け指導で少しはましになりまし たが声をかけないとすぐ雑になりました。髭剃りも不十分で剃り直しをする必要が ありました。

更衣はできましたが、季節に合わせた洋服選びは不十分でした。 排泄などは自立されていました。

家事動作など

掃除は掃除機は使ったことが無く、当初、箒でされました。洗濯は可能ですが干 すのが雑で、手直しが必要でした。また取り入れ時に他人の物を間違えて取り込む ことが良くありました。名前を書いてあっても見ないで扱っていました。これは何 度いっても改善していません。

3.健康・医療

高血圧症については近くの総合病院へ通院しました。付き添いはヘルパーを利用 しました。服薬はやはり自己管理が難しく、ホームヘルパー管理としました。また 毎日決まった時間に血圧測定し主治医に報告しました。

また認知症の診断には専門医受診を設定しました。1回目はMRが撮れずはっき りしませんでしたが、2回目には支援者が付き添いなんとか撮影できました。脳の 委縮は特になく、認知症というよりは知的障害の高齢化による機能低下との診断が 出ました。

歯科治療は総合病院歯科にて、入れ歯調整を行いました。

④. 人間関係

初めは大人しくされていましたが、慣れてくる中で同居者に対し威圧的な態度を とるようになりました。キーパーが間に入りとりなしたり話をする中で、だんだん と落ち着いてきて、穏やかな関係になりました。しかし、メンバーが変わるとまた 同じ状況が生じました。特に就労支援偉業所では人数も多く、馴染むのに時間がか かりました。現在でもうまくいかない相手が存在します。

常に力関係に注目し、相手によっての態度ががらりと変わる傾向が続いていま す。これまでの本人の生活環境の影響が強く、修正には時間が必要です。

⑤. 意思表示・意思決定など

矯正施設を出たすぐは、何か聞いても「お任せします。」ばかりでした。自分で 品物を選んだりもしませんでした。しかし地域生活に慣れるにつれ、本人の好みや 希望を言うようになりました。

生活や作業での注意事項などはうわべでの返答が多く、通りいっぺんに流そうと する傾向が見られました。何を言ってもその時の軽い返事だけで、行動が改まるこ とが見られませんでした。本人の本当の思いを聞こうと思ってもさらっと受け流す ことがほとんどでした。そこで臨床心理士の協力を得て、じっくりと時間も取り、 本音を聞き出すことも試みています。

⑥. 地域交流

カラオケが好きで、地域の行事にも積極的に参加しています。声をかけてくれる 人もいて、本人も楽しんでいます。

また障害児・者の活動にも喜んで参加し、障害のある子どもの面倒を見たりする 面も見受けられました。

- (5) まとめとして
  - ①. 再犯防止について

安定した生活を送る上でも再犯防止は大切です。この人の場合は年齢が高くなる につれ、歩いての移動がしんどく、面倒になっていました。また「古い物や鍵の掛 かっていないものならいい。」という間違った認識がありました。とられた人の悔 しさを考える力も弱かったと思います。自分の自転車を所有し、盗られたら困るこ とや悔しいことを考えてもらいました。また刑務所からの継続で、生活の振り返り のため日記付けを継続しました。

なにより、本人のことを周りのみんなが心配していることを折に触れ伝えました。

②. 地域移行

矯正施設から直接の地域移行での問題として、刑務所にいたことを自ら話した り、独特の歩き方をしたり、自己選択をしようとしなかったりがありました。いわ ば世間へのリハビリ期間があってもいいのではないかと思います。

これまで障害福祉への関わりの無い生活で、重い障害のある方への対応などとま どいもあります。しかし全体的には地域での生活を喜んでおり、すこしずつ新しい 生活に慣れて行かれればと思います。

2. 情報の共有について

当所、本人から「刑務所から出てきた。」と話すことがあり、支援者としてはそ のことへの対応をどうするか話し合いました。スタッフには全員に犯罪歴も含め情 報を伝えました。本人が言い出した時の周りへの対応上必要でした。

しかし、段々と「そのこと(犯罪歴)は云いたくありません。過去のことです。 というようになりました。」それぞれの状況に合わせて情報伝達はどうするか考え ればよいと思います。ただその時に、犯罪歴だけでなく、なぜそうなったのかな ど、環境背景も含め、正しい理解を伴うようにしたいと思います。

福祉施設等における地域移行に向けての支援プログラ	事業所名	更生保護施設「〇〇寮」
ムの留意事項		

対象 更生保護施設・障害福祉施設・救護施設	対象	更生保護施設	・障害福祉施設	•	救護施設
-----------------------	----	--------	---------	---	------

時系列	地域生活定着支援(支援ニーズ)	法令遵守への支援	再犯時支援
第1段階 矯正施設退所から 更生保護施設入居 まで	<ul> <li>①退所出迎え</li> <li>・引き継ぎ事項の確認</li> <li>・所持金の確認</li> <li>②保護観察所手続き</li> <li>・更生保護施設緊急保護利用手 続き</li> <li>③更生保護施設入居</li> <li>・施設概要の説明 (約束事の確認)</li> <li>・所持金確認</li> <li>・今後への打ち合わせ</li> </ul>	<ul> <li>①遵守事項の設定、本人との 確認</li> <li>・施設外に無断で出て行か ない。</li> <li>・アルコールは禁止</li> <li>・喫煙は所定の場所でする こと。</li> <li>・自転車は施設の物がある ので必要なときは断った 上でそれを使うこと。(矯 正施設入所要因)</li> <li>・施設のスケジュールを守 ること。</li> <li>・利用者間でトラブルを起 こさない。</li> </ul>	<ul> <li>②裁判における証言</li> <li>③新たなる支援計画の作</li> </ul>
第2段階 更生保護施設にお ける生活の安定	<ul> <li>①生活の安定</li> <li>・食・住(個室)の確保</li> <li>・服薬管理</li> <li>・金銭管理</li> <li>・不足する衣類等の購入</li> <li>・行動の観察と助言</li> <li>・日中の過ごし方の検討課題</li> <li>・利用者間における人間関係</li> <li>②行政手続き</li> <li>・住民登録手続き(転入届提出)</li> <li>・国民健康保険証作成(所得証明書取得)</li> <li>→返還し生活保護医療扶助申請へ</li> </ul>	①第1段階と同様 <ul> <li>小遣いの管理、見通しを 持つよう支援する。</li> </ul>	

時系列	地域生活定着支援(支援ニーズ)	法令遵守への支援	再犯時支援
	<ul> <li>・療育手帳申請</li> <li>・障害者自立支援給付申請</li> <li>・障害基礎年金申請用紙の確保</li> <li>③医療機関受診</li> <li>・受診。投薬受け</li> <li>・障害者自立支援給付に係る医師意見書記入依頼</li> <li>・障害者基礎年金診断書記入依頼</li> </ul>		
第3段階 ケアホームへの移 行に向けて	<ul> <li>①障害福祉サービス利用への動き</li> <li>・障害程度区分認定調査</li> <li>・福祉サービス事業所(ケアホーム</li> <li>・就労継続支援事業所等複数)の見学</li> <li>・利用先の決定</li> <li>②必要物品の確保</li> <li>③金融機関預金通帳作成</li> <li>・ 生活扶助費振り込み先として</li> <li>・金銭管理</li> <li>④体力作り</li> <li>・通所作業開始に向け体力をつける</li> <li>⑤合同支援会議の開催</li> <li>・地域福祉サービス利用の確認</li> <li>・更生保護施設からケアホーム移行への引き継ぎ</li> <li>・今後の支援の役割分担確認</li> <li>・情報の扱い検討、確認</li> </ul>	<ul> <li>①第1段階同様。継続</li> <li>②日々の生活の振り返り</li> <li>・日記をつけること</li> <li>・日記を確認しながらの</li> <li>個別面談</li> </ul>	

## 地域生活定着支援プログラムの留意事項

事業所名

対象 ケアホーム・通勤寮・地域支援センター

時系列	地域生活定着支援(支援ニーズ)	法令遵守への支援	再犯時支援
時系列 第4段階 ケアホームと就 労継続支援事業所 の利用	<ul> <li>①生活支援 <ul> <li>食住の確保</li> <li>生活状況の再確認</li> <li>生活の流れの把握</li> <li>少人数での生活</li> </ul> </li> <li>③健康管理 <ul> <li>服薬管理</li> <li>健康管理(血圧測定)</li> <li>通院支援</li> </ul> </li> <li>④余暇支援 <ul> <li>本人の楽しみ、興味の活用(図書館登録)</li> <li>個人用テレビの購入</li> <li>移動支援の活用(温泉利用、 散髪など)</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>①遵守事項の改めての設定と 確認         <ul> <li>他人の物を盗らない。</li> <li>喫煙は所定の場所で行 い、きちんと消すこと。</li> <li>アルコールは休日前夜 のみとする。</li> <li>他の利用者に対して暴 力をふるわないこと。</li> <li>ややこしいことは自分 勝手に決めないで相談 すること。</li> <li>ストレスの適正な発散 方法を見つける</li> <li>外出するときは声を掛</li> </ul> </li> </ul>	<ol> <li>①原因の究明</li> <li>②警察との連携</li> <li>③裁判における証言</li> <li>④新たなる支</li> </ol>
	<ul> <li>⑤人間関係 <ul> <li>同居者の理解</li> <li>ホームキーパーの役割の理解</li> <li>日常生活における相談者の明確化</li> </ul> </li> <li>⑤就労支援 <ul> <li>就労継続事業所利用(当面実習扱い)</li> <li>B型で様子を見る</li> <li>通所方法の確定(自転車通所)</li> <li>作業適正、耐久力の確認</li> <li>人間関係への配慮</li> </ul> </li> </ul>	けていくこと。 ・本人用の自転車を購入 する。(購入まではレ ンタル使用) ・日記付けの継続 ・個別での話をする時間 を設ける。	

時系列	地域生活定着支援(支援ニーズ)	法令遵守への支援	再犯時支援
第5段階	①上記①~③の継続 ②ホームでの役割分担	<ol> <li>①上記継続</li> <li>②行動範囲拡大へのルール設</li> </ol>	
ケアホームと就労 継続支援事業所の	<ul><li>③単独行動範囲の拡大</li><li>④就労継続正式利用</li></ul>	定 ・遅くなるときや困った	
利用継続	⑤合同支援会議の開催	ときの連絡方法の獲得	
	・現状の確認 ・今後の支援の検討	<ul><li>(電話練習)</li><li>③本人用自転車の登録(自分)</li><li>で行う)</li></ul>	
		④臨床心理士によるカウンセ リング導入	

# 3. 独立行政法人 国立のぞみの園

## 事業計画

- 1. 矯正施設を退所後に施設から地域生活への定着支援
- (1)施設から地域生活への定着支援の支援内容
- (2) 犯罪経歴の情報の共有
- 2. セミナーの開催

研究結果等を踏まえ、全国的なセミナーを開催し、事業拡大に向けた啓発を行う とともに、今後この事業に取り組む又は計画する行政、実施団体等の従事者の支援 技術等の向上を図るものである。

研究検討委員会のまとめとしての啓発のためのセミナーの開催

- ① 対 象 法務省・厚生労働省関係者、県・市町村福祉担当者、福祉施設関係者、地域生活支援センター関係者
- ② 開催時期 平成22年2月25~26日
- 3 開催場所 障害福祉セミナー2010(高崎市)
- 3. 職員研修
- (1)国立のぞみの園主催研修会の開催
  - ① 矯正施設等矯正・更生保護機関、先駆的事業施設の見学
  - ② 全職員を対象とした職員研修会
- (2)他団体主催の研修会への参加
- (3)講師派遣
- (4)法務省関係視察受け入れ
- 4.相談受け入れ

外部機関からの相談支援にあたる。

### 事業報告

1. 矯正施設を退所し福祉を必要とする知的障害者の施設から地域生活への定着支援

(1)本人概要

Aさん:29歳 男性 |Q40代 療育手帳B

平成21年〇月〇〇日に〇〇刑務所を仮退所となり、有期限での受け入れとして国立の ぞみの園に入所しました。

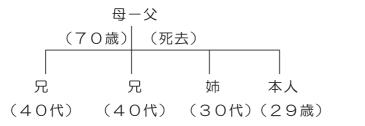
入所利用を必要とする理由としては、「帰住予定地がなく、所持金も極めて少ないこと から、退所後の再犯の可能性が高い」と考えられ、福祉サービスの活用により当面の生活 の場と収入を確保し、自立に向けての支援が必要と考えられたためであり、また、本人も 国立のぞみの園の利用に前向きでした。

<成育歴>

S.	55年5月	〇〇市で出生。
		〇〇市の乳児院へ預けられる
	57年~58年	児童養護施設(〇〇〇学園)
	61年	〇〇市立〇〇小学校入学(〇〇〇学園から通学)
	65年頃	施設の雑誌にいたずらで火を付けたり、学校の教室のストーブ
		の操作を誤ったりして壁を炎上させて放火騒ぎになったことが
		あった
Н.	4年	家族に引き取られる
	(12歳)	〇〇市立〇〇小学校卒業
	7年	○○市立○○中学校卒業 喫煙あり
	8~16年	コンビニエンスストア(〇〇市)就職 レジ打ちや接客を行う
	(16~24歳)	店長とうまくいかず、辞める
1	6~17年	パチンコ店(〇〇市)就職
	(24~25歳)	
1	7年	自殺未遂
		(実父病死。実父に対しては自分の気持ちを何でも話せるよう
		になってきたのに、とてもつらかった。実父は自分のことを一
		番大事に思ってくれていたので自殺をしようと思って包丁を腹
		に刺そうと思ったが、実母に止められた)
1	8~19年	解体工(〇〇県〇〇市)
	(26~27歳)	
1	9年0月00日	窃盗(車上荒らし)懲役10月 3年間の執行猶予期間中
	〇月	上京し土木会社就職(〇市)

0月00日	窃盗
20年0月00日	〇県〇矯正施設入所
21年0月00日	同 矯正施設を仮退所

<家族構成等>



(平成21年現在)

実父とは親しくしていたというが、本人が25歳の頃に病死。幼少期から自分だけ乳児 院へ預けられ、他の家族と一緒にいても自分だけ仲間外れにされている気持ちになるとい う。実母は精神障害者を患っている。本人との関係は疎遠状態。

(2)処遇方針

自立・就労への意識も高いことから、短期間の施設利用で、本人の希望する「地域での 生活」を目標とし、収入を確保するため就労移行支援を行うと共に、地域で支える仕組み 作りを行うこととしました。そのために初めは生活寮、職員宿舎を利用した自立訓練棟、 施設外の自立訓練棟へと段階的に一人暮らしができるよう住む場所をステップアップして いくと共に、地域で暮らすためのニーズを探ることとし、収入面では生活保護、障害者年 金等の所得保障を退所するまでに調整することとしました。

また、地域移行先については、出身地に戻ると悪い友人達との関係が心配であり、戻り たくないという本人の希望を鑑みて、出身地外の市に移行できるよう調整することとしま した。

(3)施設での生活

①「生活寮」での生活

Aさんは、刑務所入所前から療育手帳を所持していたことから、矯正施設入所中に、障害程度区分・生活保護の申請を行い、合同支援会議や障害程度区分認定調査を受けた後に 仮出所しました。仮退所日には、国立のぞみの園の職員が迎えに行き、直接入所しました。

国立のぞみの園では、「生活寮」と呼ばれる重度・最重度の知的障害者が、20人程度

生活する寮で当初生活し、日中活動についても、国立のぞみの園内の活動支援部に就労移 行支援で通うこととしました。施設での制限のある団体生活や「重度・最重度の知的障害 の利用者と上手く暮らしていけるのか」という心配もありましたが、幼少時から養護施設 等での生活経験があり、また、矯正施設で厳しく団体生活や他の利用者との関係を教育さ れてきていたことので、特に問題なく、施設の暮らしに馴染んでいきました。また、入所 時の精神科の受診や臨床心理科での検査結果で、「発達障害」等の重複はみられず、典型 的な「知的障害」との診断を受けました。入所後のケースカンファレンスでは、生活寮で の暮らしについて、特に問題はなく、一人での生活ができる環境を整えていく必要から、 約2週間で次のステップへ進むこととなりました。

②施設外自立訓練棟「くるん」での生活(町の中での暮らし)

国立のぞみの園は長期入所の利用者が多く、そのような利用者の地域移行の為の自立訓 練棟を園内外に3カ所所有しています。園内職員宿舎の空き部屋を利用した自立訓練棟「あ おぞら」や、町の中で重介護者でも生活体験が出来る施設「くるん」、一般住宅を借り上 げ、ケアホームを模した「ひじり」です。通常は生活寮からであれば、施設内訓練棟を次 のステップに考えますが、Aさんの場合、社会経験や就労経験も豊富なことから、次のス テップとして、施設外自立訓練棟「くるん」に移ることにしました。

町の中にある自立訓練棟で、職員が常駐し、身体障害を重複する人でも暮らせる建物「く るん」(7名定員)で、平成21年〇月〇日より新たな生活をスタートさせました。生活 訓練の一環(法令遵守)として、本人と話し合い、新たな約束(単独での外出や夜間の外 出の禁止等)を作成し、さらに、本人のニーズを探るために、金銭管理を身につけるため の小遣い帳作成や、一人暮らしを視野に入れた簡単な料理の習得、社会ルールを再確認す るための買い物や、公共交通機関の利用・地域交流等のアセスメントを行うこととしまし た。また、日中活動では一般就労を目指し、実習・トライアル雇用を行うこととしました。

③もう一つの施設外自立訓練棟「ひじり」での生活

地域で暮らす際に、「生活保護を受給していれば、仕事をしなくても生活が出来る」と いうことを本人に学ばせたくないという理由で、就労してから地域での暮らしをはじめさ せたいと考えました。「くるん」への移行後4ヶ月が経過し、ようやく就労移行支援で、 ハウスクリーニングの会社での実習を行い、その後トライアル雇用が始まりました。そこ で、一人暮らしのさらなるニーズ確認と地域支援体制の構築に向けて、ケアホームを模し た世話人の宿直制で支援する「ひじり」へ本人を移すことにしました。まず新たな試みと して、通勤訓練と地域交流をメニューに追加しました。職場までの通勤経路を職員と一緒 に、電車・自転車を利用しての移動訓練を行いました。また、〇〇市障害者サポートセン ター主催の行事に参加することで、地域に住んでいる障害者と交流し、交友関係を広げる 工夫も行いました。

トライアル雇用が始まったことにより、本人の地域移行が現実的になってきたことから、かねてよりの懸案であった本人の地域移行先に関して、本人が出身地に帰れない事情と帰

りたくない希望を〇〇市に伝え、〇〇市に住むことを認めて欲しい旨の申し入れを行いま した。これに対して〇〇市は、帰れない理由を理解し、〇〇市への移行を許可してくれま した。そして、国立のぞみの園退所後の住まい探しを周辺アパートを中心に始めました。

しかしそんな矢先、トライアル雇用が慣れるにつれ、当初口止めされていた「自分の犯 した罪」や「矯正施設での出来事」等を自慢気に社員に言いふらしてしまい、トラブルと なってしまいました。また、雇用する側も、当初の愛想良さに障害の重さを見誤り、仕事 内容がなかなか覚えることができなかったり、返事をしても行動が伴わないことに戸惑い を覚え、本人や国立のぞみの園の就労支援係に対して、いろいろなクレームを伝えるよう になりました。それが本人には精神的に辛く、また、自転車での出勤が肉体的にもきつく、 休業が目立つようになり、結局トライアル雇用を中止することになってしまいました。こ れにより地域移行の計画も一時頓挫することとなりました。

④再び「くるん」での生活とトライアル雇用

トライアル雇用に失敗し、もう一度生活を立て直すために平成21年〇〇月中旬「くるん」へ引っ越しました。その後、精神的な立ち直りや、生活リズム・体力の立て直しのため、日中活動は園内で行うこととしました。

3ヶ月後、次の就職活動として、以前アルバイト経験があり、本人も自信を持っている ことから、国立のぞみの園の近隣の「コンビニエンスストア」での実習を行うことにしま した。今回は、以前の失敗の教訓を生かし、実習の4日間は就労支援係の職員が付き添っ て日勤・夜勤を行いました。主な業務内容としては清掃・陳列・レジ・接客等を行い、そ の後、職員が付き添わず、単独での職場実習を行いました。特別な問題もなかったことか ら、トライアル雇用を開始することになりました。しかし、始まって早々に、自己管理の まずさから、持病の痔が再発し、手術等で約1ヵ月間の休養が必要となり、休業しました。 完治後、雇い主の好意でトライアル雇用を再開することができ、夜勤を中心に(22時か ら翌日に6時まで)勤務することとなりました。

6国立のぞみの園退所~地域での暮らしを始める

平成22年O月に入り、ようやく順調に仕事を行うようになりますが、本人は1年近く なる施設の暮らしに慣れてしまい、自分で主体的に考えたり、行動する姿が見られなくな り、職員への甘えや暴言も目立ち始めるようになりました。

また、施設に入所しながらのトライアル雇用のため、収入が生活保護の日常生活費(約 23,000円)を上回り、生活保護打ち切りの方向性が、援護の実施行政より伝えられ ました。OO市社会福祉課に相談すると、「地域での生活になると、日常生活費は約11 0,000円程度となるため、トライアル雇用の給与では問題とならない」とのことであ り、このことから、生活保護について、OO市へ平成22年O月OO日より移管する方向 で調整することとし、それまでに施設を出てOO市内へ住所を移して欲しい旨の依頼があ りました。一端生活保護を打ち切られると、再認定にも時間がかかることから、このOO 市の提案で行うこととしました。 これらの理由により、平成22年〇月〇〇日に国立のぞみの園を退所して、新たな生活 をスタートさせる具体的な計画に入りました。今までの暮らしの中で確認できた様々なニ ーズと、それらをどう支援するかの仕組み作りを中心に、本人と話しながら、一緒に確認 しながら作業を進め、本人の自立へのモチベーションを高めるよう配慮を行いました。実 際に必要な支援の体制をなんとか準備し、平成22年〇月〇〇日付で退所、〇月〇日市内 のアパートへ引っ越しを行いました。

<のぞみの園での経過>

平成21年 〇月〇〇日	〇県〇刑務所を仮退所し、国立のぞみの園生活支援部	
	第2課「はまゆう寮」に入所	
〇月 〇日	地域生活体験ホーム「くるん」に転寮	
0月00日	仮釈放期間が終了	
〇月 〇日	Bサービス(ハウスクリーニング)での実習開始	
0月00日	Bサービスでのトライアル雇用開始	
0月00日	「ひじり」へ引っ越し	
0月00日	Bサービスでのトライアル雇用中止	
00月00日	再び「くるん」へ引っ越し	
00月00日	コンビニエンスストアでの実習開始	
00月00日	同 でのトライアル雇用開始	
00月00日	疣痔のため受診し静養	
〇〇月 〇日	Cクリニックへ受診に行くが手術を断られる	
〇〇月 〇日	D病院へ行くが手術を断られる	
00月00日	のぞみの園診療所で痔の手術実施	
00月00日	コンビニエンスストアでのトライアル雇用再開	
平成22年 〇月〇〇日	のぞみの園を退所	
0月 0日	アパートに入居(〇〇市内)	

(4)地域で暮らすための支援体制

①本人のニーズ

自立訓練棟での生活を通じて、本人の自立生活についてのニーズを探りました。本人の 「できる」という言葉と態度に惑わされ、なかなか日常生活の本質にたどり着かないこと が多々ありましたが、後半(特に1回目のトライアル雇用の失敗以降)は、職員もその都 度に実際にやらせてみることで、アセスメントを行うことにしました。その中から見えて きたニーズについて、主なものは以下の通りです。

ア)金銭管理

小遣い帳をつけることで、当初1ヶ月5,000円の小遣いの管理をしてもらいました。

小遣い帳にきちんと記入し、不明金等はありませんでしたが、徐々にルーズになり、後半 は合わなくなることがしばしばでした。また、「あればあるだけ使う」ことが顕著で、「計 画的に」という指導は行いましたが、返事のみで理解を得られませんでした。

イ)意志決定

慣れていることは理解出来ていますが、新しいことや難しいことについては、聞かれる と「はい」と返事をしてしまいます。本人がただ「はい」と返事した場合は、理解できて いないことが多かったです。また、話を合わせることが上手であり、オウム返しのように 話しを合わせますが、内容は理解できていないことがほとんどでした。

#### ウ)食事

当初は三食きちんと摂ることはできていました。しかし慣れるにつれ、無理なダイエットを行ったり、間食に菓子等を購入することも増え、体調管理はままならなくなりました。 また、作ることに関しては言葉のみで、材料の購入、量等は全く理解出来ていないことが アセスメントされました。

#### エ)医療

受診時に自分のことは伝えられますが、医師からの指示については、曖昧で覚えていら れません。(覚えていても自己判断で実践しない)薬品に対する依存が顕著であり、偏っ た知識で、医師に薬の要求をすることが目立ちました。また、処方された薬剤の管理・服 用も一種類であれば何とか可能ですが、複数になると全く出来ない状態でした。

#### オ)その他生活全般

「交通機関の使用」について、漢字が読めないことから、行き先等が判別できませんで した。「嗜好品」について、たばこ・酒についての考えがあまく、「人に迷惑をかけなけ ればかまわない」と言いますが、分煙等は理解できません。「整理整頓・清掃等」につい て本人は「きれい好きでまめにやる」とのことでしたが、全く行いません。言われれば渋 々行いますが、整理整頓はすることができませんでした。またゴミの分別についても理解 できませんでした。

カ)スケジュール等の管理

自分の生活スケジュールを作ってもらいましたが、全く大まかな予定しか出来ず、それ を確実に行おうとするという姿勢は見られませんでした。

	ニーズ	対応	特記(支援内容等)	
食事	食事づくり	※ 国立のぞみの園ケアホーム「〇〇〇」	夕食のみを実費で提供する契約 指定時間にケアホームを訪れ食事をとることにする	
長事 摂取の確認		※ 国立のぞみの園ケアホーム「〇〇〇」		
金銭	金銭管理	社会福祉協議会「日常生活自立支援事業」	通帳を管理し、毎週1万円を生活費で渡してもらう	
住居	家賃	生活保護		
	光熱水費	社会福祉協議会「日常生活自立支援事業」	口座引き落としの手続きを地域支援担当が行う	
	服薬管理	本人	※ 国立のぞみの園生活介護事業所「〇〇〇」	
医療	受診	本人	※ 精神科・内科は国立のぞみの園診療所を受診できるようにする	
达尔	健康把握	※ 国立のぞみの園生活介護事業所「〇〇〇」		
	緊急時対応	※ 国立のぞみの園地域生活体験係		
生活	全般把握	相談支援センター	※ 国立のぞみの園 事業調整部	
+-	パーソン	相談支援センター ワーカー	※ 国立のぞみの園 支援スタッフ	
	トライアル中			
	スケジュール管理	国立のぞみの園就労支援係		
就労	出欠確認	国立のぞみの園就労支援係		
机力	時間・場所の変更	国立のぞみの園就労支援係		
	勤務状況確認	国立のぞみの園就労支援係		
	トライアル終了後	国立のぞみの園就労支援係・相談支援センター		
環境整備	ゴミ分別・ゴミ出し	本人	※ 国立のぞみの園生活介護事業所「〇〇〇」(障害程度区分認定後はヘルパー)	
<b>垛</b> 児 笠 佣	部屋の掃除	本人	障害程度区分認定後はヘルパー	
嗜好品         喫煙         本人         屋外での喫煙を約束させる           飲酒         本人         極力飲まないことを約束させる		屋外での喫煙を約束させる		
		極力飲まないことを約束させる		
その他	移動手段として、国	立のぞみの園地域生活体験係所有の自転車を貸	与し、1週間に1度は確認のために地域生活体験ホームを訪問させる	

	細目	金額		細目	金額
	給料			家賃等	34, 000
収入	生活保護費	110, 000		光熱水費	15, 000
			支出	夕食費	12, 000
	収入合計	110, 000		朝・昼食費(小遣い含む)	30, 000
	総収入	110, 000		携帯電話料金	6, 000
	総支出	110, 000		予備費	12, 600
	残金	0		支出合計	110, 000

<ニーズと対応表(※はインフォーマルなもの)及び生活費>

②ニーズへの対応 ~フォーマルなもの~

本人の金銭管理能力は、アセスメント結果や前科の窃盗内容からも分かるように(5日後に給与が入る予定だったが、金がなく腹が空いていたので菓子(630円)を万引きした)、管理や使用について、見通しが立てられないことから、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業を利用することにしました。

また、意志決定や申請書類の作成等生活上の困ったことについては、相談支援センター のワーカーを紹介し、相談するよう話しました。

高崎市障害福祉課に対して、障害程度区分の再判定の依頼を行い(現状非該当)、ヘル パーによる支援を行えるよう申請中です。

収入についても、OO市社会福祉課に対して、現状の生活状況・健康管理状況や仕事内 容等を伝え、生活保護の継続を依頼しました。

③ニーズへの対応 ~インフォーマルなもの~

食事に関しては、料理教室や炊事の練習を行いましたが、一人で食材から買って作るこ とはできないので、インフォーマルなサービスとして、平日の昼食は、本人の居住アパー ト1階にある「国立のぞみの園生活介護事業所」で、お弁当を他の利用者のものと一緒に 準備してもらうことにしました。また、夕食については「国立のぞみの園が運営している ケアホーム」で準備し、時間を決め、食べに行けるよう契約(実費)することにしました。

医療に関しては、国立のぞみの園診療所にて、精神科・内科を受診することとし、受診時は国立のぞみの園市内巡回バスを利用できるようにしました。また、アレルギー性鼻炎のため、2週間に1度は市内の耳鼻科へ自転車で受診をするため、生活保護の医療給付の手続きを行い、一人で受診できるようにしました。それらの際に処方される内服薬については、精神科では睡眠導入剤、内科では便秘のため緩下剤、耳鼻科では鼻炎の内服薬がそれぞれ処方されるため、4種類の内服薬があり、それらの管理は困難なので、アパート1階の生活介護事業所の職員に必要に応じて相談・確認を依頼しました。

ゴミの分別等については、障害程度区分の判定等によりヘルパーの利用が出来るまでの 間、同じく、アパート1階の生活介護事業所職員に確認してもらうよう依頼しました。

それ以外にも、自転車の購入が当面難しいと思われるので、自立訓練棟所有の自転車を 当面の間貸与することとし、1週間に1度は状態を確認するため「くるん」へ自転車を持 ってくるよう伝えました。また、自立支援事業開始までの間、毎週月曜日に、本人の生活 費(本人と相談して1週間1万円とした)を同所で渡すこととしました。これにより、当 面の間、直接支援していた職員により、本人の状況確認を行うこととします。

本人のニーズに対する支援を依頼するために、本人の生活スケジュールを作成する必要があり、退所前に本人と相談し作成、配布しました。

#### <本人の生活スケジュールについて>

夜勤入りの暮らし

一日の流れ	時間	支援内容等	留意事項
起床	8:00	目覚まし時計を使用して起床	眠剤を服用のため寝起きが悪い
		(時間通りに起床できたかの確認が必要)	
ゴミ出し	8:15	所定の曜日にゴミを出す	
朝食	8:30	  前日に買って置いた物を食べる	アレルギー性鼻炎の内服薬を服用
	0.00	(朝食をしっかり摂ったのか確認が必要)	
健康確認	9:00	生活介護事業所「〇〇〇」に挨拶に行く	
掃除・洗濯	10:00	貯めないよう配慮が必要	
昼食	11:00	昼食を食べる	
		(コンビニの弁当や米を炊いてレトルト食品を食べる) (昼食をしっかり摂ったのか確認が必要)	
睡眠	12:00	で勤の備えて睡眠	
起床	18:00	起床する	
夕食	19:30	 ケアホーム「OOO」で夕食	
		(外出時は部屋のカギを忘れずに閉める)	
入浴	20:30	1 時間以上入浴することがある	アレルギー性鼻炎と緩下剤(プル ゼニド、カマ)を服用する
出勤準備	21:40	アパートを出発	
		(基本は自転車で通勤)	
出勤	22:00	コンビニエンスストアで勤務	
		(自転車のカギを忘れずにかける)	
		I	1]

#### 夜勤明け・入りの暮らし

一日の流れ	時間	支援内容等	留意事項
退社	6:00	終了予定	オーナーが出勤しないと退社で きないので定時に上がれないこ とが多い
帰宅	7:00	アパートに到着 (自転車の力ギを忘れずにかける)	
朝食	7:30	コンビニで購入してきた物を食べる	アレルギー性鼻炎と眠剤を服用
ゴミ出し	8:00	所定の曜日にゴミを出す	
健康確認	9:00	生活介護事業所「〇〇〇」に挨拶に行く	
洗濯	9:30	洗濯物の量が少ないため2日に1回洗濯をする	
睡眠	10:00	就床	
起床	18:00	起床し、出勤の準備を行う	
夕食	18:30	ケアホーム「〇〇〇」で夕食 (外出時は部屋のカギを忘れずに閉める)	
帰宅	19:30	アパートに戻り入浴の準備	
入浴	19:45	1時間以上入浴することがある	アレルギー性鼻炎と緩下剤(プル ゼニド、カマ)を服用する
出勤準備	21:40	アパートを出発 (基本は自転車で通勤)	
出勤	22:00	(金本は日本年で通勤) コンビニエンスストアで勤務 (自転車のカギを忘れずにかける)	

明けの暮らし			
一日の流れ	時間	支援内容等	留意事項
退社	6:00	終了予定	
帰宅	7:00	7パートに到着 (自転車のカギを忘れずにかける)	
朝食	7:30	コンビニで購入してきた物を食べる	
ゴミ出し	8:00	所定の曜日にゴミを出す	
健康確認	9:00	生活介護事業所「〇〇」に挨拶にいく	
洗濯	9:30	洗濯物の量が少ないため2日に1回洗濯をする	
睡眠	10:00	就床	
起床	17:00	起床する	
夕食	18:30	ケアホーム「〇〇」で夕食 (外出時は部屋のカギを忘れずに閉める)	
帰宅	19:30	アパートに戻り入浴の準備	
入浴	19:45	1 時間以上入浴することがある 飲酒についても配慮が必要	
余暇	21:00		
就床	23:00	本人から「眠れない」との訴えがあり、睡眠剤を服用を行っている(薬への依存度が高い)	

休日の暮らし

一日の流れ	時間	支援内容等	留意事項
起床	8:00	緊張感がある場合は自ら起きられるが、慣れてくると寝過ごす可能性が高い	
洗面	8:15 8:30	歯磨きにかなりこだわり時間がかかる 本人が便秘と思いこんでおり、便秘がちとのことで腹痛を訴えることが多い	
朝食	9:00	トイレに座る習慣がない 作ることは難しい。緊張等から食後、嘔吐が見られる 少しの怪我でも大げさになる	
健康確認	9:30	生活介護事業所「〇〇」に挨拶にいく	
洗濯・掃除	10:00		
昼食	12:00	昼食に金を使いすぎることも目立つ	
余暇		くるんや地域支援センターに遊びに行く	
帰宅	17:30		
夕食	18:30	ケアホーム「〇〇」で夕食 自転車のカギをかける習慣がない	
帰宅	19:00		
入浴	20:00	1時間以上入浴することがある	
余暇	21:00	喫煙が増えると思われる 飲酒についても配慮が必要	
就床	23:00	本人から「眠れない」との訴えがあり、睡眠剤の服用を行っている(薬への依存度が高い)	

④合同支援会議

本人の地域生活に対して、フォーマル・インフォーマル等様々な支援が必要であり、それらを支える人達がよりスムーズに支援できる観点から、本人の理解や現状に関する共通 認識のために、本人退所後すぐに合同支援会議を〇〇市主催で実施しました。

内容については、国立のぞみの園から、本人紹介の他、ニーズに関することとして、上 記フォーマルなものについての依頼とインフォーマルなものについての紹介。就労につい て、今後の収入見通しと生活保護費についての確認(収入が保護費を少々オーバーしても 6ヶ月間程度は打ち切らず様子を見る)等を行いました。

また、今後について、継続的に1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月経過時ごとに同様の会議を、実際の支援している人で行っていく方針を確認しました。

所属	参加者	支援内容
本人		
相談支援センター	相談員	相談・福祉制度等のコーディネート
〇〇市障害福祉課	課長補佐・在宅担当	福祉サービス給付
〇〇市社会福祉課	課長補佐·在宅担当	生活保護
〇〇市社会福祉協議会	地域担当・支援員	日常生活自立支援事業
国立のぞみの園	就労支援課長・同係	就労支援事業
国立のてのの風	地域移行係・地域生活体験係	本人紹介・相談支援

<参加者とそれぞれが担う支援内容>

(5) まとめとして(実際の支援から見えてきたもの)

最後に、今回「地域で支える仕組み」を作るにあたり、実際に起こった支援上の問題点 と今後についてまとめてみたいと思います。

①地域へ移すタイミング

施設へ受け入れてから、地域へ移すにあたり、徐々に地域へ慣れるような支援を行って きましたが、実際には、期間が長くかかりすぎて、本人がせっかく地域で暮らした実績が あるのにもかかわらず、施設の暮らしに慣れさせてしまい、移行時の混乱を大きくさせて しまいました。

②支援する側の経験不足

支援する側が重度の知的障害者に対しての支援しか経験がなかったことに加え、本人が 軽度であったこと、また、本人の言葉・態度に支援する側が惑わされ、実際の本人像にな かなかたどり着けませんでした。また、アセスメントを行う際にも同様で、本人の「やり たくない」・「必要性が理解できない」などの言葉に惑わされ、なかなか実際に行うこと が出来ませんでした。

③地域でのシミュレーションの必要性

一人暮らしを希望し、以前に地域での暮らしの経験がある本人にとって、一人暮らしは難しいことではないだろうと支援者側が一方的に思いこんでしまいました。これにより、 言葉では理解できない本人に対して、実際に移行する前に、一人暮らしのシミュレーショ ンを行うことで、本人に体感させる必要があったにもかかわらず実施できませんでした。 そのため本人は、移行後も一人暮らしを始めたという実感よりも、アパートへ移っても福 祉施設にいるときと同じ錯覚に陥り、職員が今まで通りに支援してくれるという思い込み や期待、やってもらえないことへの不満や寂しさを募らせる結果となってしまいました。

④施設を出た個人に対する支援の限界

退所しアパートに移った本人は、当然のことながら施設利用者でなく一個人であり、福 祉サービスの利用も本人の意向に左右されるところとなります。従って、本人のニーズに 合わせて作った支援の仕組みも、最終的に本人が支援に対して拒否すれば機能しなくなっ てしまいます。従って、継続的な信頼関係の構築が大前提となります。

⑤今後に向けた施設の関わり方

本人が一人で暮らしていく際に、障害が故にどのようなトラブルに巻き込まれるか予想 できない部分が多く、その危険性は大きいと言わざるを得ません。その際にどのような対 応をするのかを事前に想定しておく必要があると思われます。今回の場合は、障害特性を 事前に把握しておき、緊急時等本人に対して何らかの支援が必要とあった際に、短期入所 やケアホーム等の利用で、本人に対してのシェルターとしての役割を施設が担えるよう考 えました。また個人が施設に継続的に遊びに来られ、周囲が本人の様子を確認できる仕組 み作りを考えているところです。

⑥本人の犯罪経歴等の情報共有について

実習・トライアル雇用等の就労支援時や合同支援会議等の際に、本人の犯罪前歴につい て、相手事業所や今後の支援者に対して、どこまで伝えればよいのか非常に迷いました。 罪についてはすでに償っていますが、履歴書の賞罰欄等には記入せねばならないとの見解 もあり、それにより就職等は本人にとって確実に狭き門となります。また、仮に伝えると すれば、就労等の場合は、どのタイミングで伝えればよいのかも迷うところです。伝えな かった場合は、問題が起きた際や前歴等を今回の失敗したトライアル雇用時のように本人 が話してしまった際に、雇用主・支援者には不信感しか残らないように思います。これに ついては、現実には臨機応変な対応が求められるとともに、相手側にもまかせきりにしな い対応をするなど、充分な準備が必要となります。しかし、複雑な問題でもあることから、 今後も継続課題として取り組んでいきたいと考えます。 政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

# 国立のぞみの園福祉セミナー2010

## ~福祉サービスを必要とする

罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて~ ◆ 開催主旨 ◆

刑務所・保護観察所等では矯正・更生保護として退所後の社会復帰に向けて取り組んで います。しかし、知的障害者等は福祉サービスにうまく繋がることが出来ず、矯正施設(刑 務所・少年院)を退所後に地域での自立が図れず、再犯に至る例も多く見られます。

国は法務省と厚労省とが連携し、法務省は、地域での自立を推進するために刑務所や保護観察所、更生保護施設に担当者を配置し、厚労省は全国に地域生活定着支援センターを設置して出所後直ちに福祉サービスに繋げる事業費を平成21年度からスタートしました。

しかし、福祉サービスの提供先となる福祉施設やグループホーム・ケアホームでは、矯 正施設を退所した障害者への支援の不安から受け入れ支援がなかなか進まない状況にあり ます。

国立のぞみの園では、刑務所等矯正施設から有期限で受け入れ、平成21年度障害保健 福祉推進事業の研究として、施設での支援プログラムや地域への生活自立を支えるための 支援プログラムの開発を目指しております。そして多くの福祉施設・支援センターが支援 の輪に参加できるよう、また地域生活を安定して暮らすことも再犯防止につながるよう、 全国への情報の発信を進めています。

本セミナーでは、厚生労働省・法務省からの行政説明により基本的方針を周知するとと もに、事業の迅速かつ効果的な運営が図られるよう課題を明確にしていきたいと思います。

## ◆ 開催要項 ◆

1.	研修コー	-ス	
2.	主	催	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
З.	$\square$	時	平成22年2月25日(木)~26日(金)
4.	会	場	高崎シティギャラリーコアホール
			(住所:群馬県高崎市高松町 35-1 電話番号:027-328-5050)
5.	募集人	員	300人
6.	締	切	平成22年2月10日(水)
7.	対 象	者	知的障害・発達障害の支援に関わる方、地方自治体等の知的障害
			福祉関係者、法務関係者、知的障害の福祉に関心のある方々
8.	後	援	厚生労働省、法務省、群馬県、高崎市、日本知的障害者福祉協会
			群馬県知的障害者福祉協会、全国社会福祉協議会、群馬県社会福
			祉協議会、全日本手をつなぐ育成会、群馬県手をつなぐ育成会、
			朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞東京本社前橋支
			局、上毛新聞 (順不同)

# 9.日 程

### <第1日目> 2月25日(木)

	<u>&gt; 2月25日(木)</u> プログラム	講師等
12:15~13:00	〈受付〉	高崎シティギャラリー 1階ロビー
13:00~13:30	主催者挨拶・基調報告	遠藤 浩 (国立のぞみの園理事長)
13:30~14:30	行政 説 明 ① 「高齢又は障害を抱える刑務所出所者 等の社会復帰支援~矯正及び更生保護の取組み~」	椿 百合子 (法務省大臣官房広報室長)
14:30~15:30	行政説明②	<b>宇井総一郎</b> (厚生労働省社会・援護局総務課長補佐)
15:30~15:40	~ 休 憩 ~	
15:40 <b>~</b> 18:00	事例報告と課題の検討	事例報告者 森山 秀実(東京実華道場ステップ押上施設長) 中川 英男(滋賀県地域生活定着支援センター長) 鈴木 康弘(郡山市・地域生活支援センター ふっとわーくセンター長) 古川 慎治(国立のぞみの園地域生活体験係長) コーディネーター 小林 隆裕(国立のぞみの園生活支援部寮長)
	情報交換会	

# <第2日目> 2月26日(金)

時間	プログラム	講師等
9:00~ 9:30	〈受付〉	高崎シティギャラリー 1階ロビー
9:30~11:50	シンポジウム ~ 地 域 生 活 の 定 着 と 再 犯防止に向けた支援 とは~	<ul> <li>シンボジスト</li> <li>清水 義悳(特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構事務局長)</li> <li>大塚 俊弘(長崎こども・女性・障害者支援セン ター所長)</li> <li>水藤 昌彦(高槻地域生活総合支援センター ぶれいす Be 施設長)</li> <li>コーディネーター</li> <li>小野 隆一(国立のぞみの園地域支援部長)</li> </ul>
11:50~12:00	閉会の挨拶	篠原 誠一(国立のぞみの園理事)

参加者は募集人員の300人に達しました。

## 3. 職員研修

#### (1)国立のぞみの園主催研修

① 矯正施設等矯正・更生保護機関・先駆的事業施設見学

平成21年5月26日	前橋刑務所
6月 8日	知的障害者更生施設「かりいほ」
8月28日	更生保護施設「東京実華道場ステップ押上」
9月30日	府中刑務所
平成22年1月28日	更生保護施設「虹」

② 職員研修会

平成21年7月15日	「更生保護と先駆的受け入れ」							
	関東地方更生保護委員会							
	首席審査官 古田 康輔							
	知的障害更生施設							
	施設長石川恒							
平成22年1月25日	「知的障害のある犯罪加害者への対応・支援におけ							
	るフレークワークの重要性」							
	高槻地域生活総合支援センター「ぷれいすBe」							
	施設長水藤昌彦							
平成22年2月	福祉セミナー2010							
25~26日	~福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて~							

(2)他団体主催の研修会への出席

平成21年 7月15日	地域生活定着支援センター都道府県担当者会議
7月16日~17日	知的障害者福祉協会関東地区職員研修会
11月6~8日	南高愛隣会トップセミナー i n 雲仙
平成22年2月5~7日	アメニュティーネットワークフォーラム i n 滋賀
2月20~21日	高機能広汎性発達障害児者の地域移行支援に関す
	るセミナー

### (3)講師派遣

平成21年 4月25日	なうねっと長岡研修会
7月11日	ほっと福祉会・安積愛育園学習会
9月14日	沖縄県障害者施設研究会
10月 6日	東京矯正管区篤志面接委員研究研修会
10月19日	栃木県障害者施設職員・福祉関係職員研修
12月21日	山形県社会福祉事業団職員研修

(4)法務関係視察受け入れ

平成21年 6月11日	関東地方更生保護委員会
7月 9日	前橋刑務所
9月11日	前橋刑務所
12月 8日	関東医療少年院
平成22年 3月10日	神奈川医療少年院

#### 4. 相談受け入れ

相談は1年間で34件でした。

方		法	訪問	5	件
			来園	1	件
			電話相談	27	件
内		容	事例相談	23	件
			事業質問	5	件
			講師依頼	5	件
相	談	者	相談支援センター	2	件
			刑務所	6	件
			児童相談所	6	件
			福祉施設	6	件
			福祉大学	1	件
			家族	3	件
			福祉事務所	7	件
			その他	3	件

○ 事例相談としては下記のような例が挙げられます。

- ① 矯正施設退所後の帰住先の確保
- ② 発達障害者の地域移行・支援方法
- ③ 更生保護施設後の支援方法
- ④ 累犯障害者への支援方法
- ⑤ 地域生活定着支援センターの事業内容
- ⑥ 研修会講師依頼
- 5. その他
- (1)研究検討委員委員会事務局運営

スタッフ会議 13回 企画会議 17回

(2) 合同支援会議 6回





## 地域生活移行個別支援特別加算額

〇共同生活介護サービス費(ケアホーム)

〇共同生活援助サービス費(グループホーム)

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき6,700円加算
----------------	---------------

〇生活訓練(宿泊型自立訓練)サービス費

地域生活移行個別支援特別加算 1日につき6,700円加算
------------------------------

〇施設入所支援サービス費

地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	1日につき 120円加算
地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	1日につき3,060円加算

#### 地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い (共同生活介護サービス費、共同生活援助サービス費、生活訓練サービス費)

(一) 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。 以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない 者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設(刑務 所、留置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。) 若しくは更正保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下「退所等」という。)の 後、3年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、指定共同生活 介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観 察所との調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生 活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定 対象となる。

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置するべき従業 員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な 支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者 による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して 適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援法協議会の場等で関係機関の協力 体制も含めて協議していくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象 に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた 支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際 に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、 関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基 づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要 な専門支援(教育又は訓練)が組み込まれた、共同生活介護計画の作成

- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

#### 地域生活移行個別支援特別加算の取り扱い (施設入所支援サービス費)

(一) 地域生活移行個別支援特別加算(I)

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置するべき従業 員に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる 可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入 時には必要な人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神 科を担当とする医師により月2回以上の定期的な指導体制が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象 に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた 支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際 に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、 関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

- (二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)
  - ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院 決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延 長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を 経過していないものであって、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設 を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護 観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定 障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について 加算の算定対象となる。

- イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。
- (ア) 本人の関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメント に基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整 と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた 施設障害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (カ)その他必要な支援

## 平成20年度矯正統計(矯正施設における知的障害者の統計状況)

#### 国立のぞみの園

### 1. 新受刑者 精神診断

調査区分		総数	精神障害 なし	知的障害	精神障害	精神症	その他の 精神障害	不詳
	総数	31,355	29,405	324	174	313	1,099	40
平成15年	男 女							
	総数	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
平成16年	男 女	30,089 2,001	28,390 1,695	259 12	126 15	290 32	1,005 245	19 2
	総数	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
平成17年	 男 女	30,607 2,182	28,764 1,844	276 11	111 14	397 38	1,032 272	27 3
	総数	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
│ 平成18年 │	男女	30,699 2,333	29,223 2,000	253 12	88 15	293 52	815 245	27 9
(うち、少年刑務所)		52	52	-	-	-	-	-
	総数	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
平成19年 	男 女	28,272 2,178	26,802 1,917	235 7	90 19	192 61	944 172	9 2
(うち、少年刑務所)		42	42	-	-	-	-	-
東成20年	総数	28,963	26,887	237	161	384	1,214	80
平成20年	男 女	26,768 2,195	24,981 1,906	228 9	127 34	338 46	1,029 185	65 15
(うち、少年刑務府	所)	63	60	-	-	-	3	-

#### 2. 新受刑者の入所回数(平成20年度)

調査区	調査区分総数10目		108	20目	308	40目	508	6~90目	10回目以上
	総数	28,963	13,347	5,130	3,077	1,993	1,366	2,724	1,326
全体	 男 女	26,768 2,195	11,930 1,417	4,785 345	2,863 214	1,907 86	1,317 49	2,662 62	1,304 22
	%	100%	46.1%	17.7%	10.6%	6.9%	4.7%	9.4%	4.6%
	総数	237	82	52	23	19	12	24	25
知的 障害者	男 女	228 9	79 3	48 4	21 2	19 0	12 0	24 0	25 0
	%	100%	34.6%	21.9%	9.7%	8.0%	5.1%	10.1%	10.5%

### 3. 新受刑者の知能指数

#### \*知能指数の数値は矯正協会作成の心理測定検査(CAPAS)によるIQ相当値を表示している。

調本反公		4/A ¥F				70 70	~ ~ ~	~~~~~	100~	110~	1000	テスト
調査区分		総数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	109	119	120以上	不能
	総数	31,355	1,234	1,957	3,768	6,991	8,560	5,218	1,540	266	40	1,781
平成15年	男	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1/2101	女	—	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-
	%	100%	3.9%	6.2%	12.0%	22.3%	27.3%	16.6%	4.9%	0.8%	0.1%	5.7%
	総数	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58	1,687
平成16年	男	30,089	1,173	1,910	3,643	6,743	8,331	5,101	1,485	238	56	1,409
+1%+0+	女	2,001	68	143	235	416	471	298	80	10	2	278
	%	100%	3.9%	6.4%	12.1%	22.3%	27.4%	16.8%	4.9%	0.8%	0.2%	5.3%
	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52	2,035
		30,607	1,266	1,806	3,868	6,590	8,042	5,316	1,689	269	51	1,710
平成17年	女	2,182	85	131	234	408	532	354	94	18	1	325
	%	100%	4.1%	5.9%	12.5%	21.3%	26.1%	17.3%	5.4%	0.9%	0.2%	6.2%
	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65	1,765
		30,699	1,255	1,853	3,988	7,024	7,742	5,301	1,775	286	64	1,411
平成18年	女	2,333	94	121	252	477	563	346	108	17	1	354
	%	100%	4.1%	6.0%	12.8%	22.7%	25.1%	17.1%	5.7%	0.9%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		52	_	-	3	11	17	11	6	-	-	4
	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59	1,605
平成19年	男	28,272	1,135	1,597	3,523	6,684	7,148	4,734	1,709	278	55	1,409
平成19年	女	2,178	98	105	262	581	508	308	101	15	4	196
	%	100%	4.0%	5.6%	12.4%	23.9%	25.1%	16.6%	5.9%	1.0%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		42		-	2	6	18	8	4	1	-	3
	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53	1,427
平成20年	男	26,768	1,126	1,598	3,463		6,516	4,633	1,671	273	52	1,225
平成20年	女	2,195	106	144	266	515	523	337	86	15	1	202
	%	100%	4.3%	6.0%	12.9%	23.2%	24.3%	17.2%	6.1%	1.0%	0.2%	4.9%
(うち、少年)		63			3	10	20	11	12	3		4

## 4. 新規受刑者 知的障害者の罪名(平成20年度)

窃	☆ 強制わいせつ・同致死傷	詐 欺	覚せい剤 取締法	強姦・ 同致死傷	横領・背任	放 火	強盗致死傷	殺人
110 (139)	17 (7)	14 (10)	11 (14)	9 (1)	9 (8)	7 (8)	7 (4)	6 (O)
傷	害 住居侵入	道路交通法	恐喝	強 盗	鉄砲刀剣類所 持等取締法	公務執行 妨 害	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽 造・支払カード電磁・的 記録・印章偽造
6 (8)	5 (5)	5 (8)	4 (3)	3 (3)	3 (2)	2 (O)	1 (O)	1 (O)
わいせつ・わい つ文書頒布	tt 強盗強姦・ 同致死	窃品等関係	暴力行為処罰 に関する法律	売春防止法	麻薬及び向神 経薬取締法	暴行	その他	計
1 (O)	1 (1)	1 (O)	1 (O)	1 (O)	1 (O)	O (2)	11 (19)	237 (242)

\* () は平成19年度

#### 5. 新受刑者の主な犯罪別の知能指数(平成20年度)

調査区分	総数	49以下	50~,50	60~60	70~/79	80~89	90~/99	100~	110~	120以上	テスト
	心安人	49121	0009	00,-09	10,-19	00, -09	90,-99	109	119	TZUKL	不能
窃盗	9,258	662	786	1,437	2,132	1,966	1,281	419	89	20	466
覚せい剤取締法	6,233	65	160	601	1,508	1,835	1,324	417	62	13	248
詐欺	2,300	124	158	316	513	532	388	172	25	2	70
道路交通法	1,745	68	105	245	409	456	266	87	10	_	99
傷害	1,329	27	85	156	302	379	239	79	12	3	47
恐喝	603	10	24	78	139	181	116	27	3	2	23
強盗致死傷	514	10	16	51	120	110	107	49	5	_	46
強盗	482	17	25	60	106	116	90	35	4	_	29
殺人	467	20	39	50	115	107	63	26	7	_	40
横領・背任	459	45	33	66	101	95	69	20	7	_	23
強姦・同致死傷	446	7	11	31	86	99	119	49	13	2	29
住居侵入	429	21	40	77	106	76	59	23	3	1	23
強制わいせつ・同致死傷	392	10	15	45	87	87	73	48	7		20
文書偽造・有価証券偽 造・支払用カード電磁・ 的記録関係・印章偽造	289	2	6	26	71	72	74	22	4	1	11
放火	238	23	21	37	55	34	33	13	З		19
暴力行為等処罰に関する法律	229	13	22	36	48	60	33	7	1	1	8
業務上過失致死傷	200	5	9	14	46	61	43	6	_		16
暴行	189	13	17	30	38	54	21	7	_		9
鉄砲刀剣類所持等取締法	188	7	20	30	51	42	24	8	1		5
出入国管理及び難民認定法	171	4	11	14	46	19	7	З	4	З	60
傷害致死	165	2	11	20	29	38	34	20	1	_	10

## 6. 出所者の帰住先(平成20年度)

調査区分		総数	父母	配偶者	兄姉 姉妹	その他 の 親族	知人	雇主	社会 福祉 施設	更生 保護 施設	その他
	総数	31,68	0 9,765	3,292	1,858	1,252	2,461	297	77	4,141	8,537
総数	男 女	29,43 2,24		2,998 294	1,715 143		2,241 220	294 3	74 3	3,868 273	8,219 318
	%	100	% 30.8%	10.4%	5.9%	4.0%	7.8%	0.9%	0.2%	13.1%	26.9%
	総数	15,79	2 3,377	1,234	856	564	1,478	138	28	720	7,397
満期釈放	男 女	15,17 61		1,173 61	819 37	484 80	1,385 93	137 1	27 1	683 37	7,248 149
	%	100	% 21.4%	7.8%	5.4%	3.6%	9.4%	0.9%	0.2%	4.6%	46.8%
	総数	15,84	0 6,388	2,058	1,002	688	983	159	49	3,421	1,092
仮釈放	男 女	14,21 1,62		1,825 233	896 106		856 127	157 2	47 2	3,185 236	928 164
	%	100	% 40.3%	13.0%	6.3%	4.3%	6.2%	1.0%	0.3%	21.6%	6.9%
	総数	4	8 -	-	-	-	-	-	_	-	48
その他	男 女	4	3 - 5 -		-	-	-	-	-	-	43 5
	%	100	% -	_	_	_	_	_	_	-	100.0%

	総数(%)	男(%)	女 (%)
満期釈放	49.85%	51.55%	27.52%
仮釈放	50.00%	48.30%	72.25%
āt.	99.85%	99.85%	99.78%

# 矯正施設での面会の質問内容例

## 自己紹介をお願いします。

Q1 氏名 Q2 牛年月日

- Q4 身長は
- Q5 体重は
- Q6 学歴は
- Q7 血液型は
- Q8 刑務所(少年院)に来る前に住んでいた住所を教えてください

## こどもの頃の様子を教えて下さい。

- Q9 食べ物の好き嫌いがありましたか ある ( )
- Q10 好きな食べ物は何でしたか Q11 人の声や大きな物音など敏感に感じますか
- Q12 嫌だなと思う音はありましたか
- Q13 落ち着きがないと言われたことがありますか
- Q14 特別な興味を持っていたものはありますか(自動車・電車・キャラクターなど)
- Q15 集めていたものはありますか
- Q16 一緒に良く遊んだお友達はいましたか
- Q17 どのようなことをして遊びましたか
- Q18 一人で居るほうが好きでしたか
- Q19 けんかは良くしましたか
- Q20 けんかのキッカケはどのようなことでしたか
- Q21 こどもの頃に怖かった事/ところ/人は
- Q22 学校の授業で苦手な科目はありましたか
- Q23 得意な科目は何でしたか
- Q24 体育などの授業は得意でしたか
- Q25 忘れ物は良くしましたか
- Q26 学校に遅刻をすることはよくありましたか
- Q27 学校は好きでしたか
- Q28 学校で楽しかったことを教えてください

# 社会の中に居たときのことを教えて下さい。

- Q29 学校を出てから、どのような生活をしていましたか
- Q30 仕事はしていましたか
- Q31 お金はどのくらいもらっていましたか
- Q32 困った時はどのようにしていましたか
- Q33 社会の中にいて楽しかったことは何ですか
- Q34 社会の中にいて辛かったことはどのようなことですか

## あなたの家族について教えて下さい。

- Q35 家族は何人ですか
- Q36 お母さんについて教えてください
- Q37 お父さんについて教えてください
- Q38 兄弟について教えてください
- Q39 おじいさん・おばあさんがいれば教えてください
- Q40 家族に会いたいと思いますか
- Q41 家に帰りたいと思いますか
- Q42 家族で一番好きな人は誰ですか
- Q43 好きな理由を教えてください
- Q44 家族で嫌いな人はいますか
- Q45 嫌いな理由を教えてください
- Q46 あなたにとって家族とはどのようなものですか

今のことを教えて下さい。

Q47 自分の気持ちや考えを言葉で伝えるのが難しいと思いますか

- Q48 生活の中で人付き合いが苦手だと感じますか
- Q49 他人と一緒に居るだけで、緊張をして疲れてしまうことがありますか
- Q50 やりたくないなと思うようなことはどのようなことですか
- Q51 興味のあることはどのようなことですか
- Q52 やりたくないなと思っても、頼まれると断れずに引き受けてしまうこと が良くありますか
- Q53 夢中になって周りの様子がわからない事がありますか
- Q54 自分の起こしたミス(失敗)で困ったことはありますか
- Q55 良く周りの人にうそをつかれると思いますか
- Q56 集まりの中での話を聞き漏らすか、聞いてもすぐに忘れることがありま すか
- Q57 迷ってしまうことは良くありますか
- Q58 やり始めたことを、最後までやり遂げられないことがありますか
- Q59 約束や時間を守れないことがありますか。
- Q60 急な予定の変更や、予想外のことで頭が混乱することはありますか
- Q61 約束やルールが守られないと、ひどく腹が立つ事がありますか。
- Q62 物を捨てられず、貯まることがありますか
- Q63 掃除や片付けは好きな方ですか
- こまめにする/まとめてする/めったにしない Q64 人やものの好き嫌いはありますか
- Q64 人やものの好き嫌いはありますか ほとんどない/ハッキリしている/どちらでもない
- Q65 ほかの人よりこだわっているものがありますか ある(
- Q66 音や臭いに敏感ですか ない /ある
- Q67 人の名前や漢字、数字、単語などを覚えるのは得意ですか 得意/苦手/どちらでもない
- Q68 昔の出来事が突然、頭に浮かぶことがありますか 時々ある/良くある

)

- Q69 気分が落ち込んだり・気分の波が大きいと感じることがありますか ある/ない/時々
- Q70 急に心臓がドキドキしたり、息苦しさ、強い不安などが突然起きること がありますか ない/時々/良くある

- Q71 やめようと思ってもやめられないことがありますか
- ない/多々ある/時々ある
- Q72 寝つきが悪い/眠れない/朝起きることがつらい ことがない/多々/時々
- Q73 やる気が起きなかったり、体がだるく疲れやすいことがありますか ない/時々/しばしばある
- Q74 頭痛や腹痛など急に体の具合が悪くなることがありますか
- Q75 今の体調はどうですか
- Q76 病気をしたことがありますか 具体的に(

)

- Q77 薬は飲んでいますか Q78 うれしいと思うことはありますか
- Q79 楽しいと思うことはありますか
- Q80 悲しいと思うことはありますか
- Q81 寂しいと思うことはありますか
- Q82 辛いと思うことはありますか
- Q83 恥ずかしいと思うことは
- Q84 心配に思っていることはありますか
- Q85 困っていることはありますか

刑務所(少年院)に入った理由を聞かせて下さい。

- Q86 どのような罪を犯したのですか
- Q87 どうしてそのようなことをしてしまったのでしょうか
- Q88 警察に捕まった時にどのように思いましたか
- Q89 刑務所(少年院)にはいってどのように感じていますか
- Q90 今どのような作業をしていますか
- Q91 その作業は好きですか
- Q92 ここでの暮らしはどのように思っていますか
- Q93 繰り返し罪を犯しているの原因は(再犯・累犯の場合)
- Q94 犯してしまった罪についてどのように思っていますか
- Q95 もうやらないという強い意志は持ってますか

これからのことについて聞かせて下さい。

- Q96 あなたの希望することは何ですか
- Q97 どのような人になりたいですか
- Q98 どのような仕事をしたいとおもっていますか
- Q99 どこに住みたいと思いますか
- Q100 どのような暮らしをしたいとおもいますか
- Q101 将来の希望は何かありますか
- Q102 夢を教えてください
- Q103 施設での暮らしについてどのようにおもいますか
- Q104 施設で生活をしてみたいとおもいますか

最後に●●さんから私たちに質問があれば聞いてください。

#### 

 O. O個別支援計画について						-		
B		時	平成	平成〇〇年〇月〇〇日(〇) ~				
会		場	00	刑務所				
出	席	者	矯	ΙĒ	〇〇刑務所			
			更生	保護	○○保護観察所			
			行	政	〇〇県〇〇市			
			施	設	国立のぞみの園			

氏名	0. 0
生年月日(年齢)	昭和〇〇年〇月〇〇日(〇〇才) 男・女
本籍地	
現住所	〇〇刑務所
本件犯罪	
(非行名)	
期間満了日	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇月〇〇日〇〇釈放予定)
家族構成・生育歴 身上状況等	別紙 アセスメント資料のとおり
刑務所等での本人 への処遇留意点	<ol> <li>本件に至った要因についての想定</li> <li>別務所等での生活・処遇から今後留意すべき事項</li> </ol>
支援目標(主訴)	・ 地域での自立した生活
本人の福祉サービ ス及び施設利用の 同意	
本人の心のよりど ころ	(今後人生を歩んでいく中で、本人が現在最も信頼し、心の支え となっている人物は存在しないか。)
施設の入所利用を 必要とする理由	<ul> <li>例</li> <li>1 帰住予定地もなく、所持金も少ないことから刑務所を満期出 所後直後に何らかの罪を犯す可能性が極めて高く、福祉サービ スの活用により、一時的に生活の場を確保し、自立の場にむけ ての支援を必要としている。</li> <li>2 出身地において施設等も受け入れを拒否している。</li> </ul>

施設での支援 方針	目的	<ul> <li>例</li> <li>① 地域生活に向けての自立心と労働意欲を高めるため、一般社会生活体験と就業体験を実施する。</li> <li>② 在籍中に障害福祉サービスの受給手続、所得保障を整える。(地域移行時期までにある程度預貯金を貯める。)</li> <li>③ 地域生活移行後の生活基盤(衣食住、就労、支援団体を確保する)を行う。</li> </ul>
	期間	例 <ol> <li>         ・自立意欲も高く、就労の意識も高いと考えられるので、短期間で、地元県内への地域移行をめざす。         ・( 転のそみの働として 2 開以納棚の有職・有目的の特別枠入所制成象とする)     </li> </ol>
	精神的支え	例 ① 本人のこころのよりどころとなるよう担当者が支 援する。 ② 本人の生活の目標を明確にする。
	生活支援	<ul> <li>例</li> <li>① 居住寮は固定せず、生活寮、職員宿舎、施設外体 験訓練ホームを状況にあわせて検討する。</li> <li>当面(1週間から1ヶ月は夜勤体制の生活寮で生 活する。)</li> <li>② 本人への遵守事項・禁止事項を設定し、受刑中に 遵守の確認をとる。</li> <li>③ 週1回程度の臨床心理士によるカウンセリングを 行う。</li> <li>④ 余暇支援(将来に対する夢や希望、休日の過ごし 方)</li> </ul>
	日中支援	例 ① 就労移行支援事業を行うことで、就労意欲、体力 ・集中力等の能力の確認を行う。 ② 就労移行支援事業を提供することで、地域移行後 のB型就労継続支援事業の対象とする。
	地域移行	例 ① 地域移行課は、入所当初より、原則として、地元 県内の事業所に対して地域生活への移行とその後の 支援を要請する。

施設での支援 方針	<ul> <li>一般就労、A型又</li> <li>入の確保を進める</li> <li>③ 地域移行後の地</li> <li>事業所・福祉と連</li> </ul>	地域としての支援体制の確保を地元 連携して確保する。 地域移行後もレスパイト施設として
	項目	対 応
福祉サービスの 受給	① 療育手帳	
(〇〇市福祉	② 障害サービス受給申請	
との協議事項)	( 訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可と	
	して夜間支援も受ける(入所) )	
	 ③ 年金の受給申請	 入所後に調整する。
	 (一旦生活保護とし、地域移 行に向けて障害基礎年金の申	当面生活保護利用予定
	請も視野に入れる)	
	④健康保険	
	⑤ 施設利用契約	
	⑥当面の小遣い(被服・消耗時)	
	⑦ 地域移行先の確保	地域移行課を中心として、地元
		県内事業所への調整
		* のぞみの園としても関係機関 への要請活動を進めている。
援護の実施者の		
その他	①本人の同意書の締結	

# Ⅶ. 研究検討委員会名簿

# 研究検討委員会 委員名簿

## O 研究検討委員会

座	長	小野	隆一	国立のぞみの園地域支援部長
委	員	島田	久幸	新潟県コロニーにいがた白岩の里企画相談室長代理
		吉井	三夫	高崎市保健福祉部障害福祉課課長補佐
		高橋	勝彦	宮城県船形コロニー総合施設長
		中川	英男	滋賀県地域生活定着支援センター所長
		石川	恒	知的障害者更生施設「かりいほ」施設長
		松本	一美	和歌山県地域生活定着支援センター所長
		関口	清美	栃木県地域生活定着支援センター所長
		重吉	正文	救護施設「泉荘」荘長
		村上	実	障害者支援施設「あさかあすなろ荘」施設長
		渡辺	和生	障害者支援施設「八王子平和の家」施設長
		三木	平子	通勤寮「矢吹しらうめ通勤寮」施設長
		鈴木	康弘	地域生活支援センター「ふっとわーく」所長
		下山	雄二	高崎市障害者自立支援協議会委員
		森山	秀実	更生保護施設「ステップ押上」施設長
		渡邉	正幸	国立のぞみの園活動支援部就労支援課長
		古川	慎治	国立のぞみの園地域支援部地域移行課地域生活体験係
事	務局	小林	隆裕	国立のぞみの園生活支援部第2課 寮長
		瀬間	康仁	国立のぞみの園企画研究部企画研修課企画調査係長
		川田	圭祐	国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係主任
研	究担当	新井	邦彦	国立のぞみの園生活支援部第2課 主任
		悴田	徹	国立のぞみの園生活支援部第1課 主任
		篠原	浩貴	国立のぞみの園生活支援部第1課 生活支援員

#### O アドバイザー

前澤 幸喜	法務省矯正局成人矯正課補佐官
等々力伸司	法務省矯正局成人矯正課事務官
白井健二	法務省矯正局少年矯正課補佐官
池田 怜司	法務省保護局更生保護振興係長
熊坂 洋三	法務省保護局観察課係長
古田康輔	法務省関東地方更生保護委員会主席審査官
西村 朋子	法務省関東地方更生保護委員会保護観察官
水澤 弘行	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
田島佳代子	法務省宇都宮保護観察所統括保護観察官
宇井総一郎	厚生労働省社会援護局総務課課長補佐
高原伸幸	厚生労働省社会援護局障害福祉課障害福祉専門官
押切 宣裕	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室室長補佐
三島俊行	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室係長
水藤 昌彦	高槻地域生活総合支援センター「ぷれいすBe」施設長

#### ○ 国立のぞみの園 研究スタッフ

(社会生活支援センター準備室)

小野隆一	地域支援部長
------	--------

- 渡邊 正幸 活動支援部就労支援課長
- 小林 隆裕 生活支援部第2課 寮長
- 古川 慎治 地域支援部地域移行課地域生活体験係長
- 佐藤 孝之 法人事務局調查役付企画係長
- 小島 秀樹 地域支援部地域移行課地域移行係長
- 瀬間 康仁 企画研究部企画研修課企画調査係長
- 芝 康隆 生活支援部第1課 副寮長
- 新井 邦彦 生活支援部第2課 主任
- 悴田 徹 生活支援部第1課 主任
- 川田 圭祐 地域支援部地域支援課支援調査係主任
- 飯塚 浩司 地域支援部地域移行課地域生活体験係生活支援員
- 篠原 浩貴 生活支援部第1課 生活支援員
- 小野はるな 生活支援部第2課 生活支援員

# ₩.参考文献

厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」 (平成18-20年度)

研究代表者 田島良昭

平成20年度 障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業 「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関す る研究」

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

「知的障害のある犯罪加害者への対応・支援におけるフレークワークの重要性」 (2010.1.28)

水籐 昌彦(社会福祉法人 北摂杉の子会)

# 平成21年度 障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域 生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」 報告書

発行	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発行者	理事長  遠藤 浩
発行日	平成22年3月
印刷所	上武印刷株式会社
事務局	<b>T</b> 370-0865
	群馬県高崎市寺尾町2120-2
	TEL 027-325-1501(代表)